

令和元年第4回基山町議会（定例会）会議録（第2日）									
招集年月日		令和元年12月3日							
招集の場所		基山町議会議場							
開閉会日時		開会	令和元年12月4日9時30分				議長	品川義則	
及び宣告		散会	令和元年12月4日15時25分				議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏名		出席等 の別	議席 番号	氏名		出席等 の別	
	1番	中村絵理		出	8番	河野保久		出	
	2番	天本勉		出	9番	重松一徳		出	
	3番	松石健児		出	10番	鳥飼勝美		出	
	4番	大久保由美子		出	11番	大山勝代		出	
	5番	末次明		出	12番	松石信男		出	
	6番	栗野久明		出	13番	品川義則		出	
	7番	久保山義明		出					
会議録署名議員		9番	重松一徳			10番	鳥飼勝美		
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 藤田和彦		（係長） 長野周次			（書記） 西村美香子		
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也		まちづくり課長			井上信治		
	副町長	酒井英良		定住促進課長			亀山博史		
	教育長	柴田昌範		建設課長			古賀浩		
	総務企画課長	熊本弘樹		会計管理者			酒井智明		
	財政課長	平野裕志		教育学習課長			井上克哉		
	税務課長	寺崎博文		こども課保育園長			高木久幸		
	住民課長	毛利博司		産業振興課参事			山本賢子		
	健康増進課長	中牟田文明		まちづくり課図書館長			城本直子		
	福祉課長	吉田茂喜		産業振興課農林業振興係主幹			加藤浩彰		
こども課長	今泉雅己								
議事日程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙のとおり							
会議の経過		別紙のとおり							

会議に付した事件

日程第 1

一般質問

1. 久保山 義 明

- (1) 町営住宅の今後について
- (2) これからの公教育のあり方について

2. 松 石 健 児

- (1) 基山町地域防災計画と洪水・土砂災害ハザードマップについて
- (2) 各行政区組合加入問題について

3. 天 本 勉

- (1) 治山事業による災害復旧について
- (2) 内部統制について
- (3) 農村集落の活性化について

4. 中 村 絵 理

- (1) 災害時における避難所の受け入れ体制について
- (2) 町民会館のバリアフリー促進について

～午前 9 時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第 1 一般質問

○議長（品川義則君）

日程第 1. 一般質問を議題とします。

最初に、久保山義明議員の一般質問を行います。久保山義明議員。

○7 番（久保山義明君）（登壇）

皆さんおはようございます。7 番議員の久保山義明です。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い、2 項目質問をさせていただきます。

その前に、まずはお忙しい中、そして朝早くから傍聴にお越しいただいた皆様に感謝申し上げます。どうか最後までよろしくお願いいたします。

また、9 月議会において、令和元年 8 月佐賀豪雨において被災された方々へのお悔やみ、並びにお見舞いを申し上げたばかりですが、この12月議会の間に、さらに台風19号における甚大な被害が北関東、東北地方を中心に死者93名、行方不明 3 名、71の河川で140カ所の氾濫が起き、8 万棟の住宅が被害に遇うというまさに未曾有の大災害が起きました。重ねて謹んでお悔やみ並びにお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧、そして創造的復興を切に願っております。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、質問事項の 1、町営住宅の今後についてお尋ねいたします。

今回の質問は、町の都市計画、公共施設等総合管理計画等をベースとしながら、町営住宅のこれからについて、まちづくり、地域マネジメントの視点も捉え、具体的な質問に入ります。

(1) 今後の町営住宅の必要なストック数の把握状況、また、その結果についてお示ください。

(2) ストック数の把握により園部団地の建てかえについて、いつ、どのような判断をされるのか、お答えください。

(3) 本桜団地の空き室状況をどのように捉え、今後どのような施策を行っていくのか、お

教えてください。

(4)町営住宅設置及び管理条例第50条（駐車場の使用者資格）及び同施行規則第23条（使用の申込）、第24条（使用の決定）、第25条（使用料）についての考え方をお示してください。

次に、質問項目2、これからの公教育のあり方についてお尋ねいたします。

3年に1度のトップバッターのタイミングにおいて、教育長初の議会答弁と重なったことを御縁と感じ、教育委員会トップとしての教育長への質問を重点に置きながら、質問をさせていただきます。

これからの自治体のあり方を考えたときに、最もベースとなり根幹をつくるのが教育であると考えています。しかし、この教育委員会とは実に幅が広く、私自身、子どもたちは家庭教育、社会教育、学校教育の同じバランスを持った3つの輪をくぐり抜けることで、初めて成長できるものと思っています。

しかし、最近では教育イコール学校教育と考えられがちであり、また、学校教育そのものが多様化する生き方や、AIやIoTといった情報化社会のスピードに追いつけていない現実も否定することはできません。

そうした中、執行部の御努力により、今回、柴田新教育長という素晴らしい人材を基山町の教育長として迎えることができたことに感謝と敬意を表します。

そこで、具体的な質問として、(1)教育長としての最大の任務は何か、お示してください。

(2)町立小・中学校の児童及び生徒に対する印象及び課題について、所感を簡潔にお示してください。

(3)多様な子どもたちへの生きる力に対して公教育が取り組むべき施策とは何か、お示してください。

(4)激変する新学習指導要領に対して教師が今後新たに取り組むべき指導のあり方とは何か、お答えください。

(5)基肆城跡等の文化財に対して教育委員会として今後新たに取り組むべき施策について教育長御自身の考え方をお示してください。

以上、2項目、端的で明快な答弁をお願いし、1回目の質問を終了します。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

まずは、おはようございます。傍聴の方々も、暖房を入れるのがまだ入っていないので、厚着をいっぱいしていただいているみたいで、よかったと思っております。風邪を引かないように注意してください。

それでは、久保山義明議員の一般質問に答弁させていただきます。

1につきまして、私のほうから、そして2につきまして、柴田教育長のほうから答弁させていただきたいというふうに思います。

まず1、町営住宅の今後についてということで、(1)今後の町営住宅の必要なストック数の把握状況、またその結果について示せというふうなことでございますが、今年度、基山町公共住宅等長寿命化計画の見直し作業を進めているところでございまして、その中において町営住宅の将来必要なストック数について精査しているところでございます。今年度中には公表したいというふうに考えているところでございます。

(2)ストック数の把握により園部住宅の建てかえについて、いつ、どのような判断をするのかということですが、今年度中にたたき台となる町の方針案をお示しできるよう、現在作業を進めているところでございます。非常に大きな予算も必要とすることです。その後、町民の皆様の御意見をお聞きしまして、令和2年度には場所や規模など、建てかえについての判断を行いたいというふうに考えているところでございます。

(3)本桜団地の空き室状況をどのように捉え、今後どのような施策を行っていくのかということですが、11月末現在の本桜団地の空き室は30戸となっております。そのうち23戸が三、四階の部屋というふうになっているところでございます。空き室が高層階に集中している要因は、エレベーターが未設置であることが挙げられますが、そのほかにも部屋の設備の老朽化なども考えられると思いますので、高層階の空き室の設備更新等も行いながら、今後とも入居促進を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

(4)町営住宅設置及び管理条例第50条（駐車場の使用者資格）、そして同施行規則第23条（使用の申込）、第24条（使用の決定）、第25条（使用料）についての考え方を示せということですが、町営住宅における駐車場の使用につきましては、関連する条例や規則において使用者の資格や使用方法、使用料を定めているところでございます。

町では、共同施設として整備した駐車場において町営住宅設置及び管理条例等に基づく適切な管理を行う必要があるというふうに考えているところでございます。

私のほうからの1度目の答弁は以上でございます。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。10月1日付で基山町教育長を拝命いたしました柴田昌範と申します。今回、この12月議会定例会が初登壇となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

久保山義明議員のこれからの公教育についてという御質問についてお答えいたします。

まず、(1)の教育長の最大の任務は何かとの御質問ですが、教育長の任務は、町の教育行政の最高責任者として、町民の期待と信頼に応えて教育環境の整備や学校教育の充実、文化財の保存、活用等に力を注ぐことだと考えております。

その中で、最大の任務については、基山町の将来を担う町の宝である基山の子どもたちの学力の向上、そして心身の健全育成を図ることだと考えます。

教育長として、子どもたちが学校で愉しく学び、健やかに育つことができるように、学校教育の充実、発展に力を注ぎたいと考えております。

続いて、(2)町立小学校の児童及び生徒に対する印象及び課題について、所感を簡潔に示せということについてです。

それぞれの学校で教育環境に違いや差はあるものの、全般的によく整備されており、児童・生徒も落ちついて学習できていると感じました。特に中学校へ行った際に、小中一貫教育で取り組んでいる「すみそあじ」、すっきり整とん、身だしなみ、掃除、挨拶、時間、これが徹底されていると感じたところです。

また、中学校の部活動を含め、スポーツや文化、芸術活動等に一生懸命に励んでいる児童・生徒が多いという印象を受けました。

各学校の授業や文化発表会、集会へ参加して感じたのは、ふるさと基山を愛し、大切にしようという気持ちが育つ教育がしっかり行われているという印象を持ちました。これは、ふるさとを愛し、誇りに思う児童・生徒の育成の面からも有意義なことだと考えます。

(3)多様な子どもたちの生きる力に対して公教育が取り組むべき施策とは何かについて示せについてですけれども、ことし5月に基山町で改定いたしました教育大綱の基本目標1、生きる力を育む教育の充実の部分になるかと思います。

児童・生徒の学ぶ意欲をさらに高め、基礎的な知識、技能の習得に加え、みずから考え、

判断し、表現することによりさまざまな問題に積極的に対応すること。主体的に学習に取り組む態度を養い、これからの社会を生きるために確かな学力、豊かな人間性、健康、体力などの生きる力を育む学校教育を推進していくこと。そのために教育委員会として、以下の施策に取り組むこととしております。

1つ目は、児童・生徒の学力の把握と、現状把握と評価分析を行い、各学校の評価、改善サイクルの取り組みの支援を行うこと。2つ目は、家庭教育の充実と家庭、地域の教育力向上に取り組むこと。3つ目は、放課後や土曜日に行っている補充学習を通して、学ぶ楽しさや学ぶ意義を感じ、学習意欲の向上や学習習慣の形成につながるように努めること。4つ目は、学校、家庭、地域の連携による食育の充実を図ること。5つ目は、避難訓練など防災教育の充実を図ることなどです。

次に、(4)激変する新学習指導要領に対して教師が今後新たにに取り組むべき指導のあり方とは何かについてお答えします。

今後の指導のあり方としては、アクティブラーニングの視点からの授業改善が必要であるかと考えます。先生が児童・生徒に教える事業から、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりが求められております。このほかにも、新学習指導要領で小学校における外国語教育の3年生からの実施への対応、高学年については教科化への対応が求められております。

また、プログラミング教育を含むICTを利活用した指導、発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童・生徒への対応など、教師にはさまざまな新たな課題に対応する能力、指導力が求められております。

最後に、(5)基肄城跡等の文化財に対して教育委員会として今後新たにに取り組むべき施策について示せという御質問についてお答えします。

基山町には特別史跡基肄城跡を初めとする貴重な文化財があり、これらを後世に継承するとともに、それらを活用したまちづくりを推進すべきだと考えております。基肄城跡については、今後保存、整備計画を推進しながら整備を進めています。また、御神幸祭や園部くんちを基山町の指定文化財として認定し、伝統芸能の継承に努めるとともに、佐賀県遺産に認定された大興善寺、荒穂神社など歴史的建造物についても歴史的風致維持向上計画等を活用しながら、適切な保存、活用を図っていきます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

それでは、2回目以降の質問は一問一答でお願いいたします。

まず、町長にお尋ねをいたします。

今回の町営住宅のストック数、今年度中に公表するという答弁をいただきました。恐らく概算ではある程度の数というのは把握されていると思いますけれども、その中で新たに園部団地の供給量と同等の建てかえをベースとして検討されるのか、また、民間アパート等のいわゆる民間ストックも含めたところの複数検討案を持った中で現時点での考え方がもしあれば、お聞かせ願えますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

現時点では、いろいろなことを考えておりまして、今、議員から御指摘のあった民間アパートに限らず、基山町には企業の宿舎で使われていない、余り入っていないようなのがたくさんありますので、そういう企業の宿舎の動向なども今調べさせていただいているところでございます。そういう意味では、例外なくいろいろなことを調べて、少しでも皆さんの満足度とプラス基山町の財政にとってプラスになるように考えていきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

それでは、先ほどの1回目の答弁の中で、例えば大きな予算を必要とするという話も出ました。まだまだ検討中の段階でありますので、なかなかその数字的なものというのを聞くのは必要に酷かなとは思いますが、どの程度、例えば現在の園部団地においては除去費用がかかりますし、民有地に建てかえとなるとその土地の収用代もがかかりますし、また、大きな土地がなかなか見当たらないのであれば恐らく今の園部団地の入居者数を考えると8階建てとか、そういったものも計算しなきゃいけない。そうした中で、財政規模的にどういったイメージをお持ちなのか、もし今わかればお聞かせください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、今、園部が約50世帯ぐらいだというふうに思いますので、先ほどの1回目の答弁でも答えたように、本桜が30戸あいておりますので、単純に考えれば50引く30で20戸でいいみたいな話になるんですが、ただ、3階、4階で園部にも高齢者が多いということを考えると、必ずしもそういう単純な計算にはならないというふうに思っております。

それから、まず町有地以外に建てるというのは財政的に非常に厳しいので、まずそれは考えておりません。基本、町有地の中で考えなければいけない、もし建てかえる場合はというふうに考えております。

それから、手法も建て方にもよるんですが、今は中所得者用はPFIでよくやられていますが、こういう一般のものにつきましてもPFI方式的なものもありますので、その予算につきましても少なく抑えるように今いろいろな手法を検討しておりますので、そういう意味では非常に幅が、PFIとかになれば本当にゼロに近いような形になりますし、単独で建てるとなるとまた変わってきます。それからあと、それが平屋建てなのか、それからアパート方式なのかによっても違ってきますので、上限のほうはある一定の金額ということが想定できますけど、現段階ではその精査はまだ行っておりませんので、本当にいろいろな可能性を今探っているところでございますので、もうしばらくお時間をいただければというふうに思います。

それと、一番大事なのは、今園部住宅に住まわれている方々の御意向、特に今、非常に廉価な家賃でございますので、新しいところになれば家賃は自然と上がってしまいますので、これは同じ家賃で新しいところというわけにはいきませんので、そういった意向も含めて、ここはゆっくり時間をかけてやっていかなきゃいけない部分だというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

それでは、担当課にお尋ねいたします。

まず、公営住宅、町営住宅、これに関して公営住宅法の第4条に国及び都道府県の援助とありますけれども、財政的支援、これはどのような補助メニューがあるのか、もしわかれば

お聞かせください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

公営住宅の建設に関しての補助でございますけれども、通常公共発注で、いわゆる P F I 事業じゃない、通常の方式でやる場合は社会資本整備総合交付金等、45%の補助というのが活用できます。残りの分につきましては、基本的には単費になりますけど、これは起債の対象が100%ということになりますので、そういったものをうまく活用しながらという形になります。また一方で、P F I 事業等で建設をする場合は民間の資金を活用してということでございますけれども、アモーレ・グランデ基山と同様に45%は社会資本整備総合交付金等で賄われるということになります。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7 番（久保山義明君）

今の答弁で、社交金が45%ということでした。今のいわゆる社会資本整備総合交付金ですけれども、これは P F I は45%出ると思うんですけど、P F I 以外でもこのパーセンテージというのはある程度確保されているものなのかどうか、お聞かせください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

先ほどの答弁で45%と申し上げました。今、御指摘のとおり P F I 事業は現在のところ重点配分ということで、45%、アモーレ・グランデ基山も満額交付金として来ましたけれども、通常発注の場合は、通常公共発注の公共事業でも配分率は45%なんですけれども、それが満額つくかというのはほかの自治体の例を見ると、なかなか満額はついていないという現状でございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7 番（久保山義明君）

では、今度はストック数についてお尋ねいたしますけれども、このストック数をはじき出

す上で、想定されている必要な人口規模、これが非常に肝になってくるというふうに思うわけですが、どのような算定方式を用いての数字でこのストック数をはじき出すのか、お答えください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

今御質問の点が、まさに今回御質問いただいて、本当にストック数についてもこの時期はどうに出して、もうちょっと先の議論をしないといけないところでございますけれども、現在、ストック数の推計を行っている段階で、最新のデータというのがどうしても国勢調査であったり、住宅土地統計調査というのが平成25年の分というのが今現在使える最新のものになっておりますので、それでいきますと、6年前の数字ということで、6年前といいますと、まさに基山町が人口減少に歯どめがかからないと言われていたところで、そこからの推計値でいきますと、2020年には1万6,500人とかという推計値が出ている数字が使わざるを得ないところでございました。

そこで、今、担当にも指示を出して、今の推計値、今の実数値で今後の推計を出すということで、人口ビジョンでありました基山町が人口増対策をやって、今後人口増加をやるということで総合計画にもあります平成37年、令和7年度に1万8,000人というのを努力目標にしておりますけれども、その数字に限りなく近づくように、今人口増対策をやっております。その数字で、今まさに1万7,450人というのが10月末現在の基山町の人口でございますので、そこに近いような数字で公営住宅のストック数、必要な供給数を計算しているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

そうですね。要するに推計によって大きく変わってくるはずなので、何をベースに推計を行っていくのかというのが非常に大事になってくると思います。

それで、このストック数を出す場合に、何年先の人口規模というのが必要になるのか、20年後なのか、40年後なのか、60年後なのか、このあたりの何年後を目標とした数字なのか、わかれば教えてください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

現在、計算をしているところでいいますと、令和22年、2040年ということになりますので、約20年後ということを目標にストック数の推計をやっているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

そこも本当に20年後でいいのかなという議論も恐らくしなきゃいけないのかなと思うんですよ。要するにこれから先の全国の人口の推計を考えると、20年後よりも恐らく40年後、ここが結構ポイントになってくるんじゃないかなと思うんです。これから先、今精査をされているということなんですけれども、この20年後でいくのか、それとももっと先を見越した数字として精査をしていくのか、そのあたりの考え方をお示してください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

現在、今改定を行っています基山町公営住宅長寿命化計画におきましては、2040年ということで一応目標を考えております。ただ、御指摘のように、さらに20年後、20年後ということで、公営住宅の耐用年数というのは当然40年とかいうものではなくて、今、RCのもので70年というふうに言われておりますので、そういった視点も入れながら、とりあえず今回の計画につきましては、2040年を目標に計算をしていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

その中で、人口推計はもちろんですけれども、やっぱり本当にこのストック数が必要なのかどうかというのは、これから世帯の構成も大きく変わってくると考えられます。その中で、明らかに高齢者であるとか単身世帯の増加、ここに対応した、いわゆるダウンサイジングと言われるものを計画として持たなければならないというふうに考えるわけですね。そういった視点も当然この計画ストック数に入っていくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

ストック数を計算する際は、現在、国土交通省が示しております公営住宅等長寿命化計画策定指針というのがございます。その中でも、現在の公営住宅等だけではなくて、公的賃貸住宅とかサービスつき高齢者住宅、それから民間賃貸住宅の活用等、当然踏まえた上で必要なストック数を設定する必要があるというふうに指針では示されておりますので、先ほど申しました単純な管理戸数が247戸ございます。空き室もございますけれども、そういったので単純に必要な数を町営住宅として供給するのではなくて、ある一定数は民間のストックを活用するなり、高齢者向きの住宅等で整備するなりということで計画の中には盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

もちろん、公営住宅そのものに対して根強い需要もあるわけですし、例えば、住宅のセーフティーネットという非常に大きな役割も期待されているのは承知の上で質問をさせていただいています。

そうした中で、先ほど言いましたように、例えばひとり親家庭でありますとか、単身者、高齢者という数字がますます大きくなる中で、恐らくこれから先、議会へもきちんとストック数の数字というのは出されてくると思うんですけれども、そこも、例えば先ほど言いました想定人口の話ですとか、このダウンサイジングの計画も含めて一緒にお示しいただきたいというふうに思いますが、その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

これから、まずはストック数というところでしっかりしたものを建てていきたいと思いますが、基山町の今問題となります高齢者世帯が今から、ひとり暮らしの高齢者世帯が特にふえてくるという現状と、高齢者予備軍という言い方が正しいのかどうかですけれども、今から確実に高齢者の数というのがふえてまいりますので、そういったところも視野に入れ

つつ、必要な町営住宅の供給数というのを設定していきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

よろしくお願いします。

それでは、(2)の質問に移りますけれども、園部団地の建てかえですね。これは建てかえを前提にするのか、決断自体は令和2年度にやっていきたいということでした。実は私、平成28年の9月議会において、同じような質問をさせていただいて、そのとき、町長は議論はすぐにでも始めたい、決定するのは多分来年度になるんじゃないか、そして実際に実施するのは当然そのまた何年か先、早目に告知するという議論をしていかなければならない、非常にデリケートな議論であって慎重に進めたいという答弁をいただきました。

それから3年が過ぎています。ただ、私は来年度やると言ったじゃないかとかという、そういう話をするつもりは全くないわけですが、本当に慎重な議論が必要だと思います。先ほど町長が答弁されたように、住民の方の御意向、これは本当に尊重しなければならないというふうに思っているわけですね。現在、住民の方との例えばヒアリング、もしされているのであれば、この進捗状況についてお答えください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

今回、建てかえの対象となっております団地であります園部団地につきましては、昨年、平成30年の事業の中でアンケートという形で戸別訪問をさせていただきまして、一件一件聞き取りをして、意向調査のほうを行っております。それにつきまして、今年度、さらに今アンケート調査というよりは、また戸別に伺って、既にアンケートで意向を聞くというよりは一件一件顔を見ながら住民の方の御意向を聞いて、まさに信頼関係を築いていく時期に来ていると思いますので、今年度中にはまた再度園部団地に戸別訪問させていただきまして、意向等の確認をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

ぜひとも相手のことも当然思い浮かべながら、しっかりと寄り添いながらヒアリングを続けていただきたいというふうに思います。

そうした中で、先ほどから何度もありますように、これは古くなったから建てかえるという、ただ単純な議論ではないと思っています。私も、町長も今いろんな複数案を検討していただいているということです、本当に最適なものは何なのか、私も50戸必要だから50件の町営住宅を建てるという議論にはならないというふうに思っています。ですので、その辺の折衷案をうまく組み合わせながら、考えていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

まさにそのような形で、必要な戸数はやはり必要なものとして町として整備する必要がありますけれども、一方で、民間の活力を使える部分につきましては民間の活力を使うという形で精査をしていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

私も先ほど平成28年の9月議会において園部団地の質問をさせていただいたときに、あの場所自体を除去した後一般住宅として、調整区域ですので、既存住宅として一般住宅として戸別の建て売りができないかとかという質問をしたと思うんですけれども、よくよく考えると、基山町今、中心市街地活性化基本計画を持っていますし、今まさに立地適正化計画の策定に入っている段階でありますので、やはり調整区域の場所に新しい住宅を建てるという議論にはならないんじゃないかというふうに考えています。

そうした中で、ただ、あの場所というのは非常に有効な場所になるのは間違いないので、であれば、今回新しく地区計画で工業団地として都計審の答申を出しました場所が県道17号線沿いにできます。恐らくあそこは工業地域として市街化区域に編入されると思いますので、県道17号線をまたぐ形になりますけれども、私は園部団地から北の空間も含めて、これから先の地区計画でもって、もちろんこれは当然オーナーの方がいらっしゃいますので、所有者の方の意向が一番大事だと思いますけれども、そういった形で、やはり物流の拠点になるのであれば、そこはそこで検討するべき課題ではないかなというふうに思うんですよね。これ

は都市計画の担当課長でもある亀山課長の考えも一緒にお聞きしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

まず、前提条件としまして、現時点では園部団地につきまして現地建てかえなのか、非現地建てかえなのかというのは、町として正式に決定しておりませんので、今、議員の御質問ありました、まず非現地建てかえ、あの場所から園部団地、何かほかのところに移転をして建てかえたという前提でのお話ということでさせていただきますけれども、今おっしゃったように、今園部団地があるところは市街化調整区域でございますので、基本的には建物等の建設についてはかなり大きな制約があるところでございますけれども、あの場所は既存宅地といいまして、昭和48年12月以前から宅地であったところということで、同じような用途、宅地としての活用としては比較的調整区域の中でも自由度の高いところでございますので、狭い町域を有効に活用するという視点では、今おっしゃったように県道にも近いところがございますので、そういった形で民間活力を使って企業誘致を行うというのも一つの選択肢かと思えます。

また、住宅地としても基山町の中では少し駅から離れた場所かもしれませんが、通常のエリアで考えれば十分に住宅地としても成り立つところではないかというふうに考えておりますので、いろんな可能性を考えながら、土地の利用を行っていききたいと思います。

それも今の段階では仮定の話ですので、そういった話がもし非現地の建てかえということであれば、当然有効に活用していきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

建てかえがあの場所でなければという補足がつけましたけれども、例えば、今策定中の立地適正化計画、この補助対象として、例えば園部団地の除去費用とか整地費用、これというのは補助対象になり得ますか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

立地適正化計画策定が終わりましたら、例えば、公営住宅等を今の園部団地があるところは調整区域でございますので、いわゆる市街化区域内の居住誘導区域というものを今から設定していきますけれども、居住を誘導する区域の中に移設をする場合に限りましては、除却の費用といえますか、もとの団地の除却の費用というのが補助の対象となります。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

であれば、なおさらそこを補助対象で除却した場合には、そこに建て直すという選択肢はなくなってくるのではないかなというふうに私は思うわけですね。ですので、そういった視点も捉えながら、これからの計画に生かしていただきたいというふうに思っています。

最後に、何か町長からこの園部団地の件に関してメッセージなりなんなりあれば、お答えください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

そうですね、まず跡地の話が出ましたが、例えば、選択肢としてその場所に複数階の階層のやつを建てるとかという選択肢はあるんですよ。それだと、建った後の引っ越しが楽とか、それから組合とか、その周りが住民の方が変わらない、やっぱり今まで育ったところから離れるというのはつらいところがあるので、そういうメリットもあるので、全く今それをゼロにしているわけではないということと、あと、非現地になった場合には企業もいいですけど、あそこはやっぱり住宅地としてすごくいい場所だと思いますので、そういう意味では、もちろん企業もいいし、住宅地もいいみたいな話は考えていきたい。でも、一番今大事なのは、今住んである方々の意向をきちっとして、どういう形でそのあんばいというか、調整をつけていくのかというのが一番大事だと思いますので、その部分を、これまで保育園とか合宿所とかは何かいろいろな人から拙速だと言われて、ばたばたとやったような感じで受け取られているかもしれませんが、そこと園部住宅は全く異質のものだと思っておりますので、皆さんの満足がいくまでとことんきちんとして議論してやるべき話だと思っておりますので、そこらあたりはぜひ御理解いただければなというふうに思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

それでは、(3)の質問に移らせていただきます。

私は町営住宅、これは常に満室にしておくことがいいとは決して思っておりません。ある一定数の余裕というのは必ずやっぱり必要になってくると。これは例えば、緊急時の対応であったり、災害時での緊急対応というのも含むわけですがけれども、そうした中で、町長の1回目の答弁の中で、老朽化もそうですけれども、やはり現在のライフスタイルに即していないのではないかと、間取りも含めたところでですね。ですので、特に若い人たちが生まれ育った環境とのギャップがどうしても、私も厚生産業常任委員会で視察させていただきましたけれども、なかなか、やっぱり若い人たちがそのままずっと入れるような状況ではないのではないかというふうな印象を受けました。

それで、ある意味、これはチャンスじゃないかということで、その議論に入る前に、まず今、中核都市なんかでは結構高層階のあきが出て、外づけのエレベーターというのが随分いろんなところでつけられるようになってきました。この議論にはならないという認識でよろしいですか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

現在の町営住宅、本桜団地、割田団地は高層階、4階建てでございますけれども、今おっしゃられたようにエレベーターがついておりませんので、エレベーターの設置については、先日、国交省の担当の方ともお話しして、いろいろアイデアをいただきました。今ある建物に増築といいますか、増設するような形で今技術も進歩しているということですので、そういったのも当然検討はしていきたいとは思いますが、やはりコストがかなりかかるということで、正直な話、建てかえるほうが早いんじゃないかというような御意見もございました。ただ、今まだ割田団地、本桜団地につきましては耐用年数も残っておりますし、長寿命化を図るということで改修工事等も進めておりますので、バリアフリー化という点では何らか考えていかないといけないというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

その考えであるのであれば、やはり3、4階の利活用というのはどうしても若い人たちに
入っていただくというのが前提で進めなきゃいけないと思うわけですね。そうした中で、
やはり大胆なリノベーション、設備の更新とかというよりも、ある一定の大胆なリノベ
ーションが必要になってくるんじゃないかと。ましてや、ひとり親家庭の方たちが子育てしな
がら住めるということになれば、今の間取りではない間取りを希望される方もたくさんい
らっしゃるでしょうし、そのあたりも含めて、いろんなモデルプランをつくる必要があるん
じゃないかなというふうに思っています。

例えば、長野県の県営住宅ではモデルプランを一般公募されたときに、62作品ぐらいがい
ろんな方から上がってきておりました。私も見せていただきましたけれども、もうすぐその
まま使えるような設計で提案がされていたりしているわけです。そういった意味も含めて、
私は町のブランド力を高める役割にもなると思いますし、また、新たなコミュニティを生み
出す力にもなると思うんですよね。団地は、ある意味、今非常に見直されています。そう
いった意味でも、ここを有効的に活用していただきたいなというふうな考えを持っているわ
けです。

そういった意味も含めて、これは町長、本桜の空き室、リノベーションも含めて、よけれ
ばそのお考えをお示し願いたいと思いますが。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まさに今回4月に担当課を建設課から定住促進課に移したのも、いろんな狙いはあります
けど、そのうちの一つが今おっしゃったような話なので、これからどういう形がいいのか、
別にそんなにお金をかけなくてもうまくPRして、上手に改修していけば、まあまあ埋まる
んじゃないかなと私自身は少し楽観的に思っているんですよね。だから、そういう意味でい
うと、まずは動くことが大事なので、なかなかずっと動いていなかったのも、これから動い
ていきたいなというふうに思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

それでは、(4)の駐車場の件についてお尋ねいたします。

これはまず確認させていただきたいのが、近隣の市町の徴収状況、公営住宅の駐車場に關しての徴収状況が、もちろんわかる範囲で構いませんけれども、お答えください。同じ徴収の現状があるのかどうか、その意味合いも含めてお答えください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

公営住宅の駐車場の使用料の近隣の状況でございます。自治体名は控えさせていただきたいと思います。基山町の周辺の自治体について調査を行った結果でございますけれども、駐車場を整備しているのが、行政で管理をしていないため駐車場料金については徴収していないという自治体もございました。また、駐車場そのものを整備していないので、空きスペースに駐車をしていただいているという考えのもとで、また駐車料金は徴収していないという自治体もございました。

一方で、駐車場についてはちゃんと整備をしているので、車を持っている人からはしっかりと駐車料金は取っていますという自治体もございました。あと、複数の団地をお持ちの自治体の中で、あるところは駐車場を整備しているので、駐車料金を取っています。また、同じ市町のあるところでは駐車場を整備していないので、取っていないと。いわゆる整備しているところからは取っているけれども、整備していないところからは取っていませんという自治体もございました。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

今の答弁をお聞きしますと、駐車場の定義というのが非常にポイントになってくるように思います。何をもって駐車場とするのか。空きスペースと駐車場の考え方の違いというのが非常に大きなポイントになるのではないかなというふうに思うわけです。

この条例を見てみますと、平成9年12月の施行のようでした。ということは、それまでは全く別の——全く別ということはないですね。この段階で一部改正なり全部改正が行われたという認識でよろしいですか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

基山町営住宅設置及び管理条例というものがございます。その中で、駐車場の管理につきまして新規に加えられたのが平成9年12月でございますので、それまでは駐車場については特段の明記がなされていなかったということで、このときに全部改正に伴って駐車場の管理についての項目が加えられたということでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

例えば、駐車場の項目が平成9年に加えられたと、それから22年がたっているわけですよね。それで、もちろんこの条文の中には徴収しなければならないとか、徴収するものとするというふうな文言というのは記載されていません。ただ駐車場としての規定があって、先ほど答弁にありましたように、駐車場というものの定義そのものが書かれていないわけですよね。何ををもって駐車場とするのか、これは空きスペースなのか、駐車場なのか、そこも非常に曖昧な中でのこの今議論をしているわけです。

近隣の市町についても恐らく同じような状況である。徴収していないところが非常に多いという認識を持っていますけれども、全員協議会でお示しいただいた数字によると、年間243万円、203世帯ですから243万円。ただ、これは既に22年間経過しているわけなので、じゃ、これを今から取るということになれば、今までの22年間の分、恐らく5,000万円程度になると思うんですけど、ここの部分をどうするんだということもまた見直していかなくちゃ、協議していかなくちゃいけないというふうに思うわけですよ。であるならば、これは町長にお聞きしますけれども、私はいつそのこと、第50条から第58条までの第4章、駐車場の管理の部分、これを削除して一部改正するというのも視野に入れるべきではないかというふうに思いますが、考え方をお示してください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

行政にとって一番大事なものは、平等性だというふうに思っております。車を持っている人

が車をとめている場所は、ほかの住民は使えないということでございますので、基本、そこが見た形で駐車場というふうに認識されるものであれば、きちんと駐車場として位置づけなければいけないというふうに思いますので、過去の議論はともかくとして、これからきちんとそこは駐車場ということであれば車を持っている人に対してはきちんと駐車場ということで位置づけて、駐車料金を取って、そのかわりその料金は必ず駐車場の維持補修だけにしか使わないということの約束でやっていくのが平等性的にいうと、一番ぴったりだと思いますので、これでなくしてしまいますと、車を持っている人と持っていない人ではその辺の優劣が違ってくるのではないかと思いますので、それから、それを逆に言えば、みんな同じ金額で、町の税金でそこを整備していくということになりますと、補修していくということになると、これも若干問題があると思いますので、22年間やってきていないので、急に何でというふうなことはあると思いますが、そこはきちんと説明していきながら、過去、今までやっていないから未来やらないというんじゃなくて、未来を少しでもよくするためにここで切りかえるという勇気が必要だと思いますので、そこはそういう形できちんと住民の方にも説明して、御理解いただくような努力をこれからやっていきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

であるならば、やはり駐車場としての定義、例えば、きちんと白線が引かれているとか、車どめがあるですとか、そういった議論をまずやんなきゃいけないというふうに考えるわけですね。そして、ましてや車を持たない人にまで駐車料を徴収するののかという議論もやんなきゃいけない。施行規則を見ると、車を持っていない人に車検証の提出を求めているわけですね。これはやっぱり明らかにおかしいわけで、そういったところも、これこそまさに慎重に議論をしていただかなければいけないというふうに考えるわけです。この件については、後ほどまた松石信男議員のほうが通告されているようですので、そちらに振らせていただきたいと思いますけれども、ぜひとも早急な改善を含めて、よろしく検討していただきたいと思います。

それでは、質問事項の2について、公教育についてお尋ねをいたします。

今回は柴田教育長へ期待を込めて、私の後にもこれまた多くの議員が一般質問の準備をさ

れているようです。個別具体的な質問は、私はここでやるつもりはございません。トップバッターとして大卒についてちょっとお尋ねをしたいというふうに思っています。そしてまた、あえて公教育というふうな言葉を使わせていただいた意味合いですけれども、これはやはり町立の小・中学校にかかわる子どもたちの最高責任者ではないというふうな理解を持って質問させていただいているところでもあります。教育については先ほど言いましたように、いろんな幅があるわけで、ましてや私立学校に行っている子どもたちも多く存在するわけです。そうした教育全般についての最高責任者であるという意味合いを持って質問をさせていただいています。

そうした中で、これは例えば、漫画ですとか、テレビドラマの影響ですとか、マスコミの謝罪会見のイメージとか、教育委員会にまつわるイメージってすごくやっぱり暗いんですよ。上からの言動であったり、いろんなものがそのイメージ自体が非常に先行していて、私は、これから保護者や児童・生徒を含めた信頼関係こそが教育委員会に求められていると思っています。その距離ですよ。非常に高いところに壁があるようなところに教育委員会が存在するとするならば、その距離感をどうやってこれから先縮めていって、本当に信頼の置ける教育委員会をつくっていかなければならないという考えなのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今、久保山議員がおっしゃったように、教育委員会のイメージというか、その辺が確かに世間的に暗いところがあるのかなというところは否めないかと思っております。

ただ、やはり教育委員会がリーダーシップをとりながら、教育を責任を持って行うというところが大事ですので、議員がおっしゃったように家庭との連携であるとか、社会との連携であるとか、あるいは企業との連携、基山町には東明館がございますので、私立学校との連携といったところについてもしっかりと視野に入れながら、教育を進めていきたいと思っております。

東明館との連携についても、今までは特段、小・中学校でなされておりませんけれども、例えば、放送部のお兄さん、お姉さんにちょっと来ていただくとか、文化祭の司会とか、そういったところで披露してもらおうとか、そういったことも考えられますし、今社会に開かれ

た教育課程というところも言われていますので、外部との連携についてもしっかり教育委員会として考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

そういった意味でも、ぜひ信頼関係、そして近隣との連携、社会との開かれた関係づくり、そういったものも視野に入れていただきたいというふうに思うと同時に、やはり今、教育制度自体が大きくさま変わりをしています。その中で、かなりの不安をお持ちの保護者、児童・生徒、多く存在すると思っています。であるからこそ、やはり情報だけはどんどん入ってきているわけですよね。その情報にやはり偏りがあってはいけないというふうに思っています。そういった意味も含めて、例えば、今基山町のホームページに町長室という欄があります。そこに私はある意味、教育長室というものをつくって、そこから教育長からのメッセージであるとか、例えば今SNSによる犯罪であるとか、ゲーム依存にかかる者とか、さまざまな社会的要因もあるわけですよね。そういう警鐘を鳴らすと同時に、新学習指導要領について、こういったところがこういうふうに変わっていきますとか、教育長が推薦する読んでもらいたい書籍とか、そういう発信をするというのもこれから新しい教育委員会のあり方ではないかなというふうに考えますが、いかがでしょう。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今、議員がおっしゃったようなことは非常に大事だと私自身も感じております。基山町のホームページ、非常に充実しておりますけれども、教育の部門に関してどうかという、いろいろ不十分な点が多々あるというふうに思っております。

学校のホームページについても充実を図るようということで、この前の校長会で申しました。若基小学校、基山小学校は新しいシステムに変わって、ホームページも変わっておりますけれども、さらに内容的にも充実させるようということを申しております。

今おっしゃったところは、教育委員会のところですが、教育委員会のページについても新しい学習指導要領がこう変わりますとか、そういった情報発信が今のところございま

せんので、今回の12月議会でたくさんの御質問を受けている中で、そういったところも情報発信について非常に大事だなと感じているところです。そういったところで、ぜひ今後、教育委員会のそういったホームページを使った情報発信、あるいは「広報きやま」を使った情報発信、そういったところについても努めてまいりたいと考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

ぜひ前向きに検討いただけたらというふうに思います。

その中で、これは(2)についてですけれども、児童・生徒に対しての感想、そして課題についてお尋ねしましたが、課題についての答弁が何もございませんでした。課題については別がないという認識なのか、それとも、もしあるのであれば今端的にお答えいただければというふうに思います。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

課題についてもないわけではございません。確かに各学校を見て回って、いいところもたくさんありましたけれども、課題として感じているところは、またこの12月議会の中で個別の学校の状況とか聞かれておりますので、その中でまた詳しく述べていきたいと思っておりますが、（「じゃ、それでオーケーです」と呼ぶ者あり）大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

個別的な質問の中で答えられるということで認識をしておきます。

もちろんハード面ですよね。若基小学校の改築もそうですし、基山中学校の体育館もそうですし、そして、基山小学校の教室不足、これからどうするのか、ハード面の議論も必要だと思います。

それで、やはり今、教育の中で、私もちょっと危惧しているのが、いわゆるコモディティと言われる画一した子どもたちを育てる面にどうしても見えてしまう。これから先、やっぱ

り困難な社会を生きる中ではある程度スペシャリティな特性を持った子どもたちどうやって育てていくかという視点も非常に大事になってくると思っています。

先ほど言いましたように、私は家庭教育、社会教育、学校教育、このバランスがやっぱりできるだけ同じであったほうがいいと思っています。ただ、学校教育が余りにも肥大化し過ぎている。その輪の中を通して初めて、子どもたちは成長するものだと思っていますけれども、この家庭教育、社会教育について何か思うことがあれば、簡潔にお願いできますか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

教育については、学校だけでできるものではないということで、家庭との連携、社会との連携については非常に大切だと感じております。社会の教育力も基山は高いと感じておりますので、そういったところの活用についても考えていきたいと思ひますし、学力向上のところも一つ課題なんですけれども、そういった意味においては家庭学習の時間が非常に基山町の子どもたち、小中学生ともに短いといったところで、家庭との連携についても欠かせないと感じているところです。

また、学力向上についてももしっかり考えていきたいと思ひますので、県教委とも連携をとって、来年度、学力向上フォーラムあたりを基山町の町民会館の大ホール等を使って開催することについても今、検討しているところです。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

ぜひともよろしくお願いします。

その中には、恐らく人権等も大きくかかわってくると思ひます。今、基山町では、例えば二重国籍を持った子どもたちも多く存在しています。その中で、いじめという言葉では済まされないような案件等も出てこないとは限りません。そうした中で、しっかりといわゆる多様性というもの、これはLGBTも含めてですけれども、どうやってダイバーシティとか、インクルーシブ教育というのを子どもたちにきちんと教えていくかということも重ねてお願いをしたいと。そして、今、県教委の話が出ましたけれども、今回、私も非常に尊敬する落合裕二教育長が新たに教育長に就任されました。この中で、これは佐賀新聞の11月21日、私

はすぐ印刷したんですけれども、まさにこの「子どもの自己肯定感育みたい」、この言葉に尽きるのではないかなと。やはり今の子どもたち、不安で不安でしょうがないです。やっぱり認めてもらいたいですよ。認めてもらいたいし、誰かに背中を押してもらいたい、そういう子どもたちがいっぱいいます。その中で、やはりこの自己肯定感をどうやって育んでいくのか、ここがまさにキーポイントになるというふうに思っています。そういった意味も含めて、しっかりと教育行政をお願いしたいと。

(4)ですけれども、来春から高校の入試制度も大きく変わっていくというふうに聞いています。ちょっと時間も余りないんですけれども、これは主に特色選抜の入試の部分、これが大きく変わるという認識でよろしいんですね。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

高校入試の部分は、今年度から大きく変わるということで、確かに特色選抜、前期試験というのが今まであっておりましたが、その分がなくなって、新しい入試制度に変わるということになっております。そういった意味では、枠が少ない中で1回目の受験をたくさんする子がいて、そういったところで落ちてしまう子、失敗体験をふやしてしまうというところでマイナスであったということで、今回の入試制度に変わっているということで理解しております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

やはり多くの生徒が不合格通知を受け取らざるを得ない状況というのは、私も少々おかしな制度だなというふうな感じで受けとめていましたので、そういった入試制度の変わること自体も正直、私たちあんまり知らされていない部分も非常に多いです。そういった意味も含めて、先ほどの情報発信とかをやっていただければというふうに思います。

それと、やっぱり学力と知識、これは非常に定義づけするのは難しいんですけれども、私はやっぱり学力向上というよりも、どうやって知識をふやしていくか、生きるための知識をどうやってふやしていくか、これは恐らく社会教育の最たるものである図書館にも大きくかわってくると思います。やっぱり生きるための知識、誰かを守るための知識、これが今の

子どもたちには絶対必要だというふうな認識を持っていますので、そういった思いもぜひ受けとめていただきたい。

残り5分になりました。最後の(5)の質問です。これは1点のみ提案をさせていただきます。

恐らく教育長、最初の公務がこの議場で行われた中学生による子ども議会だったのではないかなというふうに思っております。私も町長役の長野君のサポートとしてつかせていただきました。非常に明瞭で聡明で、そして堂々としたあの姿に私も非常に感銘を受けた次第です。

その中でも、特に上程された案件の基肄城デーの制定について、これはぜひとも何とか制定を目指してやらなければならないなというふうな考えを持った次第です。あの中には、例えばイベント等の案件も含まれていましたけれども、ただ、それだけではなくて、私はやはり議会基本条例の前文にも、今回上程された環境基本条例の前文にも、この基肄城という言葉が必ず出てくるわけです。そして、恐らくここにいらっしゃる皆さんが自分の家から見る基山（きざん）の姿というのが一番好きな基山（きざん）の姿だと思うんですね。これがやはりふるさとを愛し、そして心の風景となっているものだというふうな認識を持っています。ですので、それぞれの立場でこの日だけは仰ぎ見るだけのことで構いませんし、何か当然イベントを催しても構わないし、そして改めて歴史を学ぶ機会にしてもいいし、当然登ってもいいし、そういう理念条例というのをぜひとも教育長主導で、できれば中学生、小学生と一緒にこの条例の制定ができないかというふうに考えるわけです。これはぜひとも前向きな答弁をいただければというふうに思います。もちろん議会提案でこの条例を制定することもできます。ただ、今回はあえて教育長に答弁を求めたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

10月の初めにこの議場で子どもたちが子ども議会を行った姿を見て、あ、確かに子どもたちも基山のためを思っているいろんなことを考えているなということで、その中の一つの取り組みに基肄城デーというところがありましたので、私自身、前向きに検討したいとは思っています。

例えば、白村江の戦いが行われた10月4日、5日あたりは世界草守基肄デーが、ことしは台風で中止になりましたけれども、そういったところに近いとか、あとは天智天皇の欽仰

之碑が建てられた6月10日、時の記念日に起工されて、その後、除幕式も6月10日にあったという記録が残されておりますので、そういったところ、何か地元の基肄城跡を誇りに思う日が制定できればというふうに考えておりますので、今後も検討してまいりたいなと思っております。

以上です。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

前向きな答弁をいただいたと思っております。私たちもできるだけ一緒になって考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で久保山義明議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、松石健児議員の一般質問を行います。松石健児議員。

○3番（松石健児君）（登壇）

皆さんおはようございます。3番議員の松石健児です。まずもって、本日傍聴者の皆様方、大変お寒い中、足を運んでいただきまして、まことにありがとうございます。最後までしっかりと質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ことは過去最強クラスの台風15号と台風19号が相次いで東日本へ上陸し、東海から関東、東北地方へ甚大な災害をもたらしました。

また、本年8月27日に九州北部で発生した集中豪雨により、佐賀県内では佐賀豪雨として、武雄市、多久市、大町町が激甚災害に指定されたことは記憶に新しいところです。

被災者の方々、また、お亡くなりになられた方々に謹んでお見舞いとお悔やみを申し上げます。

平成29年7月の九州北部豪雨、平成30年7月の基山町丸林地区の土砂災害や亀の甲ため池堤防の地すべりを含む西日本豪雨と、近年台風や豪雨による被害がふえてきています。

近年の科学研究の成果をもとにすると、今後はこのように強い台風が増加する傾向にあると考えられています。

まず、そこで質問第1、基山町地域防災計画と洪水・土砂災害ハザードマップについて質問させていただきます。

質問要旨、基山町地域防災計画修正版が本年、令和元年6月に策定されました。近年予想を上回る自然災害が多発していることを考えると、町民の生命、財産を守る観点からも非常に重要な計画であると考えております。変更点とあわせて、今後の防災・減災対策についての方針、施策の考えを伺います。

また、関連する洪水・土砂災害ハザードマップの内容についても言及させていただきます。

具体的質問、(1)基山町地域防災計画（以下、計画）について。

ア、主な修正点を示せ。

イ、計画の中で、強化した点はあるか。

ウ、ハード面（河川工事等）での計画はありますでしょうか。

エ、非常用電源施設の整備及び燃料の備蓄・調達体制に配慮していますでしょうか。

オ、避難行動要支援者を把握していますでしょうか。また現在の把握人数は何名でしょうか。

カ、自主避難に関し、町民に対する知識の普及（啓発）に課題はないでしょうか。

(2)洪水・土砂災害ハザードマップについて。

ア、浸水想定区域の策定基準をお示してください。

イ、指定緊急避難場所を2カ所（2区・7区）に設置した理由は何でしょうか。

ウ、浸水想定区域基準と同等の豪雨で内水氾濫する可能性がある地域は想定しているでしょうか。

エ、秋光川河岸浸食への対策は考えていますでしょうか。

次に、質問事項2の各行政区組合加入問題につきましてです。

質問要旨、近年若者世帯の地域交流の希薄さや高齢化に伴う組合役員指名等の負担を考えて、地元行政区への入会を許否したり、区費は支払っても組合費を支払わないなど、行政区運営に問題を来す事例が発生しています。協働のまちづくりという観点からも問題が大きく

ならないうちに解決する必要があると思いますが、町の見解はいかがでしょうか。

(1)災害時の助け合い（共助）や、高齢者のコミュニティ参画による生きがいづくりと認知症予防の推進など、組合に入っている意義は大きい。町として対策を打てないでしょうか。

(2)年齢制限等を設け、希望により組合の役職免除などの制度はつくれないでしょうか。

(3)組合未加入者に対する区長の役務負担を軽減できないでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

松石健児議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、基山町地域防災計画と洪水・土砂災害ハザードマップについて、(1)基山町地域防災計画（以下、計画）について、ア、主な修正点を示せということでございますが、本年6月に防災会議を開催し、基山町地域防災計画の修正を行いました。

主な修正内容につきましては、国が示す避難勧告等に関するガイドラインの警戒レベルを用いた避難勧告等の発令が改定されたことに伴い、基山町地域防災計画の避難の勧告、指示の区分を修正したところでございます。

イ、計画の中で、強化した点はあるかということでございますが、防災気象情報等と町が発令する避難情報を5段階に区別し、警戒レベルを同時に発信することで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるように改正されたことから、その啓発に努めているところでございます。

ウ、ハード面（河川工事等）での計画はあるかということでございますが、まずは佐賀県が現在、今行っております実松川の河川改修事業の進捗を図るために協力をしていきたいというふうに思っているところでございます。全面的に協力していきたいと思っております。

また、河川の流量断面の確保をするためのしゅんせつ工事につきましては、佐賀県に随時要望して、実施しているところでございます。

エ、非常用電源施設の整備及び燃料の備蓄・調達体制に配慮しているかということでございますが、非常用電源施設につきましては、災害時の主要施設となる役場、町民会館、総合体育館に設置しております。燃料の備蓄は行っておりませんので、災害により燃料が必要となった場合には、基山町地域防災計画に基づき、燃料の調達先に依頼して確保することにな

ります。

オ、避難行動要支援者を把握しているか。また現在の把握人数はということでございますが、現在把握している避難行動要支援者の人数は、571名です。

カ、自主避難に関し、町民に対する知識の普及（啓発）に課題はないかということでございますが、自主避難に関する知識や意識を向上させるために、これまで「広報きやま」やホームページ等による啓発活動に加え、出前講座の推進や、先日開催いたしました自主防災組織の実践型リーダー講習会等で自主防災組織の強化が必要と考えているところでございます。

(2)洪水・土砂災害ハザードマップについて、ア、浸水想定区域の策定基準を示せということでございますが、浸水想定区域の策定基準につきましては、水防法による規定により、浸水想定区域の指定の前提となる降雨を従来の計画規模の降雨から想定し得る最大規模の降雨に変更となったことに伴い、秋光川、実松川で6時間の降雨量621ミリ、山下川で6時間の降雨量624ミリとなっているところでございます。

イ、指定緊急避難場所を2カ所（2区・7区）設置した理由は何かということでございますが、指定緊急避難場所を2区公民館と7区公民館に設置した理由につきましては、両区とも指定避難所までの距離があり、危険が切迫した際に緊急的に避難する施設として指定しているところでございます。

ウ、浸水想定区域基準と同等の豪雨で内水氾濫する可能性がある地域は想定しているかということでございますが、近年の状況から判断しますと、伊勢山橋周辺が浸水する可能性があるのではというふうに考えているところでございます。

エ、秋光川河岸浸食への対応は考えているのかということでございますが、ハザードマップは降水時に想定されるリスクを周知することを目的として、河川管理者が指定し公表した洪水浸水想定区域図等をもとに策定したものです。想定し得る最大規模の降雨において想定する洪水や河岸浸食に対して施設の能力で対応するには限界があることから、洪水時に円滑かつ迅速な住民の避難体制の確保や強化に向けた対策や取り組みを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

2、行政区組合加入問題についてということでございます。

この問題は今もかなり問題として出てきておりますが、これから非常に問題になってくると思いますので、これからずっと考えていかなきゃいけない問題の一つだというふうに考

えているところでございます。

(1)災害時の助け合い（共助）や、高齢者のコミュニティ参画による生きがいづくりと認知症予防の推進など、組合に入っている意義は大きい。町としての対策は打てないかということでございます。

高齢化が進み、災害の起きやすい気象状況がふえてきたことで、行政区及び行政組合に所属する意義は大変大きくなっているというふうに思っているところでございます。

そのため、転入手続の際に転入者の方へ行政区、行政組合について紹介したチラシを配付し、加入を促しているところでございます。

このあたりの活動については、今後ますます力を入れていきたいというふうに思っております。

(2)年齢制限等を設け、希望により組合の役職免除などの制度はつくれないかということでございますが、こういった制度を町でつくるというよりも、やはり行政区や行政組合において置かれた状況や課題はそれぞれ違うし、さまざまだというふうに思いますので、そのため、地域ごとに実情に即したルールで制度化したほうがまず現実的ではないかというふうに思っているところでございます。

(3)組合未加入に対する区長の役務負担を軽減できないかということでございますが、組合未加入者への町からの配布物については、区長及び区長代理に配布委託を行い、実施しています。年々その数は増加傾向にあることから、平成30年度に組合外の配布手数料について見直しを行ったところでございます。役務負担に限らず問題点につきましては、日ごろから区長様といろいろな意見をいただきながら検討していきたいというふうに考えているところでございます。

1度目の答弁は以上でございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

これより一問一答で行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、町長、1期目の一番最後の一般質問ということになりますので、いろいろこれまで質問させていただきまして、ありがとうございました。今後、どうなるかわかりませんけれ

ども、またいろんな経過も伺えればと思っております。

まず、基山町地域防災計画と洪水・土砂災害ハザードマップにつきましての1番目、基山町地域防災計画の主な修正点というところですが、これまで、ここ近年いろんな災害等が多発している中、各役場の職員の皆様方には日中夜いろんな形で町民のために活動していただいていることに対しまして、まずお礼を申し上げます。感謝申し上げます。

少しハザードマップと関連している部分もありますけれども、あわせて質問させていただきたいと思いますので、その辺も御了承ください。

松田町長が町政報告のときに報告をされておりますけれども、去年の基山町での災害に関しては、微細な被害箇所を含めて200カ所以上、昨年の9月議会の段階で被害総額が7億4,000万円にも達しております。あわせて、基山町のこの計画の中の第5章の1節の最後には、本町は地形の関係で近隣市町より降雨量が多い傾向にあるということで、豪雨あるいは土砂災害等の可能性も非常に高い地域じゃないかなというふうに考えております。

一昨年、総務文教常任委員会で視察に熊本県庁を伺わせていただきました。そのときに、防災とはということで、これは災害対策基本法第1章第2条に災害を未然に防止し、災害が発生した場合に被害の拡大を防ぎ、被害の復旧を図ることということで、これは当たり前のことで、皆さんこれを基本にして防災対策等を進めていらっしゃると思いますけれども、このときに御説明いただいた県の当時の危機管理防災企画監の有浦さんという方から、本質的なところで、これは視察のときに各委員全ての方が書かれていたんですけれども、災害の本質は予防にあると。非常にいい言葉で、行政は住民を災いなき地に置き、災いの前に逃がす。住民は疑わしきを察し、災いの前に逃れると言葉をいただいています。非常にこれは的確で、的を射た的確な言葉だなと思っております。

こういうことを踏まえて、地域防災計画の情報発信、避難訓練などの防災意識の啓発というのが、この被害状況あるいは件数を考えると、非常に危機的な状況ですので、来年の災害が発生する前に取り組んでいかなくちゃいけないというふうに考えているんですけれども、今後の取り組みについて、大枠でどういうふうに、基本計画の中では年に2回——これは基本計画の第2章の(7)の水防訓練というところで、防災訓練は秋、春の火災予防週間に合わせて年2回実施するということと、あと回答の中でもありますけれども、出前講座等で町民に周知、啓発していくということですが、私は来年の5月か6月ぐらいにある程度計画を立てて、町民に対して徹底的に、非常に危険な部分とかハザードマップについて周知を

していただくということが必要じゃないかなというふうに考えておりますけれども、これが質問の一番大きなポイントにはなるんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確かに全体に対してそういった啓発を行うということは非常に重要だと思っております。そういった中で、先ほど町長の答弁の中にもございましたけれども、そこをやっぱり住民全ての方に伝えるというのはなかなか行政だけでは難しいところがございますので、まずは自主防災組織のリーダーを養成するという事で、先月末にそういったリーダーを対象とした講習会を行ったところです。その中では、今回については実践的な講習が必要だろうということで、山口大学の先生にお越しいただいて3時間程度、実践的な机上での災害を想定したところの危険箇所の選定であったりとか、そういったところを重点的に指導していただいたところでございます。時間の関係上、現地まで見ることはできませんでしたが、そういった経験を生かしていただいて、各区でも、例えば各区の会合の折にでもそういった部分の取り組み等をしていただいて、そこに私どものほうが協力をさせていただくというのが現実的ではないかと思っておりますし、実際の避難訓練等については、昨年第4区をさせていただいて、今年度については第6区を今月の15日に実施をさせていただくこととしております。そういった意味で、地道に活動していくことが結果的には住民への大きな周知につながるのではないかと考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

ありがとうございます。詳細のところで質問しようと思ったんですけど、先ほど第6区の避難訓練を12月15日に開催するという事で、12月1日の「広報きやま」に掲載されていたと思います。あれを読むと、今内容を把握されているかどうか分かりませんが、御存じの方いらっしゃるかもしれませんが、あれは6区に対して訓練を開催します。9時から9時30分まで防災無線等が発信されますということで、町民に対して訓練をしますので、希望される方は何時にどこに見学に来てください、あるいはこういうことを体験できますとかというのはないんですよ。あくまで6区がやるから、サイレンが鳴るからとか、防災無線が鳴

るから気をつけといてくださいよと、それだけで、あれはせっかくああいうことをやられるんであれば、もっと町民に対して参画を促してもいいんじゃないかなと思いますけれども、その辺は計画的にはないですか、あくまで6区を対象としてほかの方が参加するということはないですか、あるいは見学するということは。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

特別、見学等について制限とかを設けるつもりはございませんけれども、場所的に区単位でやらしていただいている中で、一応想定している避難場所を第6区の公民館という形で考えておりますので、そういった意味では人数的にも少し制限がかかってくる部分もありますので、1つは、今回広報で周知をさせていただいたのはサイレンであったり、防災行政無線の使用を行いますので、そういった部分で訓練であるということをまず住民の皆様方に周知しておく必要があるだろうということで掲載をさせていただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

一昨年の9月にも私、災害に関して質問させてもらっているんですけども、そのときに土砂災害ハザードマップというのを新たにつくられたときに、2つに分かれているとか、土砂災害被害地域以外の方には配付していませんというような話がありました。ただ、あの場合、例えば子どもは市街地に住んでいる、御両親は中山間地に住んでいる、あるいは友達、親戚の方が住まわれているというところで、土砂災害に対しての周知というのが市街地に住んでいる人が別に知識が必要ないということはないと思うんですよね。6区で開催されるのが9区、あるいは11区の住民に対して必要ではないということはないと思いますので、逆にそういったときに土砂災害のいろんな情報を学ぶということに対しては、非常に得策じゃないかなと思いますので、今後、ほかの行政区でやられるときというのはメインはもちろんその担当行政区を中心にした活動で構わないと思いますけれども、ほかの行政区も希望者に対して参加できるような対策をとっていただきたいと思いますけど、その辺は今後御検討いただけますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そのあたりについては少し検討をさせていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

よろしくお願いします。

ちょっと細かいんですけども、基山町洪水・土砂災害ハザードマップというものをつくっていただいております。今回新たに改正したところで、避難情報を5段階に区分したところというのがこの資料の24ページに記載されていますけれども、まず、これが別にありますよね。これとこれは何で分けられたかという理由を御説明いただけますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回については冊子版と地図形式という形でさせていただいています。大きな地図形式の部分については、やはり視認性を高めるためにどちらか目立つところの部屋の中に張っていただきたいというのが目的でございます。そして、冊子のほうについては、特に自分の地域についての部分が拡大して見られるようになっておりますので、携行して常時見ていただくということで分けさせていただいております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

今回の改定では、避難情報を5段階に区分したということが大きなポイントだと思います。こちらに入っているんですけど、これには入っていないんですよね。せっかくこの避難情報、非常にわかりづらいというふうに住民あるいは国民に対して出ていた部分が、5段階で非常にわかりやすくなったということであれば、1ページ目の基山（きざん）と基山町の那珂川市の境界あたりにでもできれば入れていただければ、もっと避難に関しても対策がとれる図面になったんじゃないかなと思いますけれども、今後、改定するときに御検討いただけないでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

次回、改定をさせていただくときにはそういった部分の視認性も上げるように工夫はしていきたいと思います。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

あわせて、各公園に木のマークとベンチがついていると思うんですね。ちょっと細かいんですけども、その説明が入っていないので、そこもあわせてお願いします。

次のハード面（河川工事等）での計画はありますでしょうかというところで、実松川河川改修工事が今一部進められております。大枠で、今後の計画として大体どれぐらいを完了するめど、あるいはここまではいつぐらいまでに完了するというような計画がわかれば御説明いただきたいんですけども、めどが立たないんでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

県事業で、最新の情報ではないんですが、一応現在まだ用地の協議中というところで、ただ、来年度にはハード面のほうに進みたいというようなお話は何っております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

昨年もそうですけども、造り酒屋の前あたりの橋のところが護岸の土砂が削られたりするような被害もありますし、ちょっと余談ですけども、T電気とか、F牛乳屋の通り、あそこは土のうが積んであるのはいたし方ないと思うんですけども、歩道あたりの草木が非常に生い茂ったまんまで、あの河川工事はあるから放置されているかどうかわかりませんが、11区あたりには今度新しい住宅地も建つようなところの方、歩きの場合はほとんどあそこを通られますので、もうちょっと景観をどうにかしていただきたいと思います。これは要望としてお伝えしておきます。

エの非常用電源施設の整備及び燃料の備蓄・調達体制に配慮しているかということですが、これは非常電源はあるにしても、燃料の備蓄がないということは、基山町が停電した場合は全く機能しないということでしょうか。一時的に補助動力で稼働するのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

備蓄という御質問でいただいておりますので、予備としての備蓄は行っていないということで、電源そのものは発電機で作動いたしますので、そちらへの燃料は充填しておるところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

それで、例えば1日とか半日とか、おおよそでも構いませんけれども、一晩とかという計画はありますか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

この庁舎で申しますと、燃料満タン状態でフル稼働で約9時間というふうに聞いております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

町民会館と総合体育館は把握していないということですかね。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

済みません、詳細の何時間もつかというのは確認しておりませんが、それぞれ発電の機能を持って毎月点検して、いつでも対応できるような準備は整えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

燃料の補給というところでは防災計画のほうに記載されていますけれども、仮に停電した場合、一晩もたない計算になりますけど、そういう防災計画で計画を立てられているんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そういうことにならないように、なった場合には先ほど財政課長申し上げましたように、庁舎でいえば9時間になりますので、9時間以内には燃料を調達して継続をしていくという形で考えています。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

例えば、一般の住宅ではよほど蓄電設備等、新しい設備等を備えていない住宅に関しては、ほとんど停電したら何も使えない、ガスぐらいは使えるのかもしれませんが、状況になってくると、やはり町のほうを頼って避難してくる方はふえてくると思います。そういう中で、マックスで9時間ですよ。満タンだとして9時間ということで、これが仮に町民会館、総合体育館もそうだとすると、町民に対しての不安を払拭できるぐらいの避難時間帯として大丈夫なのかなというふうに思いますけれども、同じように停電のとき、以前ちょっと質問されたかもしれませんが、防災無線あるいはエリアメール、この辺の発信は可能なんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

防災行政無線、それからエリアメールについては、システム自体が無停電装置、UPSを備えておりますので、そちらで対応いたしますので、エリアメールとかは発信できるような形になっております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

この後の避難行動要支援者にもかかわるところなんですけれども、停電の状態が基山町全域に影響している場合に避難の情報伝達、あるいはこの後ちょっと質問しようと思っていましたけれども、障がい者あたりの避難対応というのは可能でしょうか。それとあわせて、障がい者、要支援者等の避難計画マニュアルはあわせて作成されてあるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

停電の際の連絡体制ということでございますけれども、一応電話等が使えるということであれば、民生委員を中心に連絡体制というのを整えているところではございますけれども、電話等も使えないということであれば、やはり現地に赴いてのそういった情報伝達になるのかなということは考えております。

また、障がい者の方に対しての避難マニュアルということですが、詳細について確認をしておりますけれども、恐らくそういったものについては作成をしていると考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

基山町地域防災計画の中には、あらかじめどういった対応をしていくか、あるいは障がい者とか要支援者に対しての配慮というのが書いてあるんですけど、具体的な行動計画マニュアルというのが私も調べたんですけど、見当たらないんですよ。タイムラインとか、その町でのやり方というのはあるかもしれませんが、例えば、住民側から見てこういうことが起きた場合に、町のほうから支援、迎えに来てくれるとか、庁用車を使うとか、いろいろありますけれども、どういう体制でやったらいいかということと、私が一番わからないのは、停電になったときにどういうふうな対応ができるか、連絡がうまく伝わらない、携帯はバッテリーがある場合もありますけれども、長期化した場合とかに連絡がとりたいときに連絡がつかない方に対してどういったサポートをやっていくかというところがよくわかりませんでしたので、あり得ることだと思ひまして伺っております。その辺はいかがですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

その分につきましては、避難行動要支援者の支援ということに限ってお答えでよろしいのでしょうか。全体的な防災に関する周知とか、避難についての部分でしょうか。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

失礼しました。障がい者等についての避難計画、だから、そこもなんですけれども、要支援者に対しても停電時のときの対策、危機管理というのをどういうふうに捉えていらっしゃるかということです。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

停電時に限らずでございますけれども、避難行動要支援者につきましては、障がい者も含めてでありますけれども、名簿に登載するだけではなくて、個々人それぞれ登載された方々の分の個別計画をつくるようになっております。その個別計画というのは、誰が誰を、どういったことで避難所まで安全に連れてきていただくかということを事細かく書く計画でございますので、まだこの分については進行中でございますけれども、そういった個別計画を策定して対応していくということとしております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

平成29年6月に国交省の水管理・国土保全局というところから水防法等の一部を改正する法律というところで、災害弱者の避難について地域全体での支援、洪水や土砂災害のリスクが高い地域に存する要配慮者利用施設について避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化、現行は努力目標とし、地域社会と連携しつつ、確実な避難を実現するというふうになっています。現行は努力目標かもしれませんが、これは今おっしゃったことで、これからそういった訓練も含めて計画を策定していくということですか、あるいは作成しなくちゃ

いけないんじゃないですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

先ほど私が申し上げましたのは、行政として取り組んでいく個別計画でございまして、今、議員おっしゃった部分というのはそれぞれのそういった施設が避難をしなければならないときに立てる計画でございしますので、それは個々の事業者のほうで計画を立ててあるというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

理解できました。ありがとうございます。

次に、カ、自主避難に関し、町民に対する地域の普及（啓発）に課題はないかということですが、出前講座や自主防災組織の実践型リーダー講習会等、最後に自主防災組織の強化が必要と考えていますということですが、冒頭にもお伝えしたように、来年の5月、6月ぐらいまでにこのハザードマップを中心としたことで住民に対しての啓発、町民に対しての啓発が非常に大事な活動じゃないかなというふうに思っていますけれども、この自主防災組織は各行政区に設置されていると思いますけれども、その連絡協議会とかをつくらせていろんな危険箇所を情報共有したり、あるいは活動がある程度お願いしたりということでは負担もふえるかもしれませんが、その辺の活動の活性化と問題の明確化を行うべきではないかなと思っていますが、その辺はいかがですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

町として今のところそういった自主防災組織の連絡協議会というところまで立ち上げるよという考え方はございませんけれども、毎月定例的に自主防災組織のリーダーである区長さん方との会合は持たせていただいておりますので、区長会議の折にでもそういった各区の自主防災組織の先進的な取り組みの事例であったりとか、そういったところを御紹介していただくなどの情報交換的なことは、そういった場でもできるというふうに考えておるところで

ございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

例えばそのハザードマップにしても、自主防災組織の設置にしても、これはあくまで手段であって、最終的にそれを活用して住民に対して安全な防災認識と生命、財産の保全というところをやっていくことが行政にとってのかなめ、一番大事なところだと思うんですよね。これをつくって終わりじゃないですよ。だから、そういうあたりのことに対して、特に台風19号とか、東北のほうに行きましたけれども、あれが九州のほうに来ていたらかなり甚大な被害を九州地方は受けたんじゃないかということも言われています。そういう被害、台風19号までいかないにしても、この被害状況、想定区域とかを考えると、もう少し町民に対しての安全策の認識、防災対策の認識というのを今の段階でやっておく必要があるんじゃないかなと思って、基山町では幸いと言っちゃいけませんけれども、丸林で被害がありまして、亡くなられた方がいらっしゃらなかったのが不幸中の幸いだと思いますけれども、やはりあいつた災害がいろんなところで出てくると思います。今回は地震に対しては、この中にも入っていますけれども、地震に対しては言及しませんが、そういった計画をことしは立てる年じゃないかなという。特にこの防災計画が改定されたり、新しいハザードマップを発刊されているのであれば、そういう年こそ、いろんな方に周知していただく活動をふやしていくべきじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そういった意味もございまして、当初このハザードマップについては4月の頭に全戸配布をさせていただく予定にしておりました。ただ、やはり配布するだけではなかなか普及にはつながらないだろうということで、4月の各区の運営委員会、こちらを利用させていただいて、地域担当職員よりハザードマップについては御説明をさせていただきました。そういった部分を各行政組合長からも組合での会合の折にでも少し御説明をしていただくと、ハザードマップの策定の意味も深まるということで、そういった部分をさせていただいた上で全戸に配布をさせていただいたところでございます。

なかなか全戸についてそういった周知をかけていくというのは難しゅうございますので、そういった、例えば雨季前であったりとか、そういったときに各区の会合でのそういった説明を組合長のほうからしていただいたり、毎年行っておりますけれども、6月の雨季前の広報等でもそういった周知をかけさせていただいておりますので、そういった部分でまず啓発を図っていきたいと思っておりますし、ここ最近でいくと、やはり自主防災組織とか、あといろいろなサロンでのこういった防災に対する意識も高うございまして、出前講座の需要が非常に上がってきておりますので、そういった部分できちんと説明をさせていただくということで普及、啓発は図っていきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

よろしくお願いします。

次の2番の洪水・土砂災害ハザードマップの浸水想定区域の策定基準についてですけれども、秋光川、実松川と山下川の6時間の降水量を出していただいております。これも洪水・土砂災害ハザードマップを開いて、ページ数が出ていませんけど、開いてすぐ左のページに本ハザードマップの浸水想定区域は筑後川水系秋光川について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨、秋光川流域の6時間降水量621ミリにより浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される浸水を表示しています。浸水想定区域は、想定を超える降雨が発生した場合、対象河川以外の支川、内水等の影響による氾濫が起こった場合等を考慮しておりませんということで、筑後川水系秋光川ということで想定すると、秋光川と実松川というふうに私どもは受けとめるんですけれども、この中には1区、11区の山下川、あるいは12区、6区とかですかね、高原川、それと関屋川、この辺は含まれていないということですか。もし含まれているのであれば、この水色、あるいは濃い水色で浸水する、濃いところになると3メートルから5メートルという浸水箇所が非常に広がっていますけれども、これは山下川とか高原川とかは全く含まれていないということで、そこまで含まれるともっと浸水する深さが上がったり、箇所が広がったりするということでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

少しハザードマップの表現に漏れがあったと思っておりますけれども、今回の浸水想定区域を設定するに当たりましては、秋光川水系では秋光川と実松川、それから大木川水系では山下川、この3本については、先ほど町長が述べられたような雨量を想定したところで浸水想定区域は設定をされております。

ただ、後段のほうでいただきました高原川については、現在のところ佐賀県のほうが浸水想定区域を設定いたしておりませんので、こちらについては改定について新たな調査をしていただくようお願いをしたいというふうに考えておるところでございます。

そういった中で、先ほど想定と同様の雨量があった場合に内水の浸水がする可能性がある部分というのがいわゆる伊勢山橋付近がそういったところで想定できるのではないかということでお答えをさせていただいたところでございます。

関屋川も同じように、高原川の水系でございますので、この2河川については浸水想定は行われておりません。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

せっかく作成していただいているので、できればその辺はこのハザードマップの見方というところで明確にわかりやすく書いていただきたいのと、計測していないところが氾濫すると想定区域外においても浸水が発生する場合があるということは、やはりここら辺は大きくクローズアップしてやっていただきたい。例えば、高原川あたりが氾濫すると、12区とかニュータウン付近、あの辺も浸水する可能性があるでしょうし、もっとエリアが広がる可能性もあると思っております。

例えば、先ほども申し上げましたけれども、国交省の水防法等の一部を改正する法律の中で、同じように市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設ということで、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報として町民へ周知する、住民へ周知する制度を創設ということで、これは例えば、実松川でもほかの秋光川等でも過去こういうことがあったということは周知していく必要があるんじゃないかと。以前のハザードマップのほうには秋光川の氾濫とか、柿ノ原とかの土砂災害とかというのを書いてあったんですけど、今回のにはなかった。紙面のページ数の問題もあったのかもしれませんが、やはり危険な部分、

過去に危険なことがあったということは周知していく必要があるんじゃないかなと思っており
ます。その辺はいかがでしょうか、今後の周知していくということに対して。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そういった部分については、先ほども申し上げましたけれども、雨季前のそういった災害
に関しての周知の折にでもお示しをしていければというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

一応水量のことが書かれてあるんですけど、これも国交省とかの情報なんですけれども、
例えば、平成29年の朝倉の豪雨、これが1時間の豪雨で129ミリ、アメダスの観測で24時間
で545ミリ、気象レーダーだと1,000ミリというふうになっております。24時間でですね。

今回、ことしの台風19号における雨ですけれども、岩手県の主要なところで1時間におけ
るアメダスで95ミリから93ミリ、神奈川県箱根で85ミリ、静岡県では75ミリ、栃木県日光
で70ミリという、70から90ミリぐらいの豪雨が発生しているのと、あわせて24時間のアメダ
スでいくと、これも神奈川県箱根で942ミリ、静岡で717ミリ、埼玉の秩父で647ミリ、東
京の西多摩で627ミリというふうになっています。ここで岩手県とか静岡県、栃木県、埼玉
県とかが出てくるんですけど、これは年間の降水量ランキングでいくと、年間の降水量
が一番多いのが、2017年度ですけど、高知県、2番目が鹿児島県と宮崎県と続いて、佐賀県
が10位になります。台風19号のときの岩手県でいくと、被災された岩手県は40位、埼玉県は
35位、宮城県32位、千葉県27位と、非常に降水量としては少ないところに台風が来て、台風
19号の場合は風よりも降水量で洪水の氾濫ということが起きたというふうに捉えています。

これから考えると、基山町の過去の水害ですね、昭和28年には長雨もあったのかもしれま
せんけど、1日の降水量が323ミリ、昭和38年は、これも秋光川の河川の改修工事とかが
あったんですけど、1日の降水量が236ミリ、昭和55年の柿ノ原の土砂災害では4日間
の降水量が400ミリということで、そういうのを考えると、ああいった大雨が降るとかなり
基山町もダメージを、雨の期間にもよるかもしれませんが、ダメージを受けるんじや
ないかなと思っております。

そういうことを踏まえて、指定緊急避難場所を2区と7区だけに設置した理由は、危険が切迫した際に緊急的に避難する施設としてということですが、この資料を見ると、7区と2区は土砂災害と地震に対しては対象となる災害の種類ということで、施設を設置しているんですが、洪水に関しては両方ともバツがついているんですよね。洪水では浸水する可能性があるということで入れていないんでしょうけれども、これからするのなら、2区、7区どころか、浸水箇所はいろいろなところで発生するでしょうし、切迫した緊急時ということで考えると、もう地震とか来て道路が寸断されたり、交通網が動かないような場合には各行政区の公民館が指定される必要があると思うんですが、それでもやっぱり2区と7区ですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、この緊急の部分につきましては、それぞれの災害ごとに区分して指定をすることとなっております。そういった意味で、2区と7区が洪水のほうから外させていただいたのは、建物の構造が平屋建てでございますので、洪水等が来たときに垂直避難ができないというところで外させていただいておるところでございます。

それから、あともう一つ、地震で設定をするならば、昭和56年に耐震の基準が変わっておりますけれども、少なくともこの基準を満たした施設についてはできるということを考えますと、特に3号線から東側でいくと、7区もしくは13区が耐震の基準を満たしているのではなかろうかと思っておりますので、また区の状況によっても違うと思っておりますので、そこは少し検討する必要があると思っておりますけれども、まずはやはり通常の避難所までの距離であったりとか、そういったところを検討しながら、もし指定箇所をふやしていくのであれば、そういった部分を検討しなければならないと思っております。

ただ、現状として11区の公民館については建物も新しゅうございますし、あと、階層が2階建てでございますので、そういった垂直避難も可能であることを考えますと、少し検討する余地はあるのではなかろうかと考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

一昨年の9月の議会での同じく一般質問で、避難場所の区分として一時避難場所、広域避難場所の設置について伺ったんですよ。避難所じゃなくて、避難場所。1次避難所じゃなくて、一時避難場所は、例えば各区の公民館、あるいはその公民館の駐車場ということで、広域避難場所ですね、広域避難所じゃなくて、広域避難場所は小・中学校のグラウンドや総合公園、多目的運動場などというふうに説明があつて、そこを避難場所として設置はできないのかということであつたんですけど、そのときに、今後の対策として検討していくということだったんですが、そこは御検討はされなかったんでしょうか。もし検討して設置されなかったら、どういう理由で指定しなかったんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

特にそこについては、現状としてまだ検討できていないというところが正直なところだと思っております。その部分に関しては、特に自主防災組織のほうでいろいろな避難訓練を行っていただく中で、近隣の公園であつたりとか、そういったところを一つのそういった一時的な避難場所として想定して訓練をしていただいておりますので、そういった部分を含めて、そういった場所としての定着が図られるようにもう少し研究をさせていただければと思います。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

やっぱり最近の災害というのは想定外の災害が非常に多いということも言われていますので、やっぱり想定し得る全ての対策というのは検討しておく必要があるんじゃないかなと思います。今回のハザードマップに記載されていないにしても、今後の対策として必要になってくるんじゃないかなと思います。

それに関連してですけれども、例えば、今回去年被災を受けた丸林地区、あるいは中山間地の土砂災害のレッドゾーンの地域あたりに対しての配慮も必要じゃないかなと思いますけれども、レッドゾーンに住民の方が住まれている戸数というのは何戸ぐらいあるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

町のほうとして把握いたしておりますのは、おおむね65戸程度はあるのではなかろうかと考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

例えば、中山間地、途中で土砂災害等が起きた場合には、やはり避難難民等になる場合もあります。そういったところの方に対して防災グッズ、あるいは緊急用の非常食、毛布等を各戸数、65戸程度であれば配付等するような計画を立ててもいいんじゃないかなと思いますけれども、いかが思われますでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

現状として、昨年被害が大きかった丸林地区、ここについては集会所を持たれてありまして、町のほうとしては、今回落札いたしました堰堤工事等が完了するまでは、豪雨の警報が出たときの避難する時期を地元と調整させていただきながら速やかに避難するために連絡をとらせていただくようにしております。そういった中で、まずは集合する場所を集会所にさせていただいておりますので、そこについては、役場のほうの自主避難所をあけないときでもそこでまず様子を見ながらという場合も想定できますので、そこについては毛布等、備蓄の食料を置かせていただいているような状況でございますので、そういった臨機応変な対応をとらせていただければというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

特にレッドゾーンの60前後、65戸と言われていますけど、60前後の中でも、危ないところは家にこもってもらったら大変なので、すぐに避難所に逃げていただくように、そういう体制をつくるのが大事だと思っています。逆に、普通の平地の洪水については、2階建ての家の人は外に出ないというほうがはるかに安全です。ほとんど亡くなった方は、外に出て、

側溝とか川と普通の道の区別がわからずに溺れた方がほとんどなので、普通の平地の洪水は、2階に上がってじっとしていただくというふうな、そういうことで、まずそこはきちんと割り切って整理するようなことが大事だし、そういう話を自主防災のリーダーの人がその地域でやっていただけるように、今町全体でそういうリーダー育成をやって、この前もそういう勉強会をやったところなので、むしろ松石議員を初めとした議員の皆さんにそういうリーダーの研修会と一緒に御参加いただくのがいいなときょうは思った次第でございますので、ぜひ一緒に、そしてそれをまた地域ごとに、各区ごとにそれをやるみたいなことをやっていかなきゃいけない。その場合も急傾斜地があるところと、普通の平地の区では全く対応が違ってくると思いますので、もちろん天変地異の地震が起こった場合の対策は、また別に考えなきゃいけないと思いますが、それはまた別のこととして考えなきゃいけないと思いますので、そういう整理をつけていきながら、自主防災組織の方々に、町民の方々にわかっていただけるために、このハザードマップももっともっと説明していかなきゃいけないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

中山間地の方からこういうことができないだろうかという要望もありましたので、ちょっと伺わせてもらいました。

次のウの浸水想定区域基準と同等の豪雨ですところは伊勢山橋周辺ということで伺っております。これはわかりました。

エの秋光川河岸浸食への対応はできているかということですけれども、予算等の問題があるので、施設の能力で対応するには限界があるから、迅速な住民の避難体制の確保や強化に向けた対策をとっていますということで、そういう意味では、避難体制、あるいは住民に対する啓発というのは大事になると思うんですけれども、秋光川の河岸付近、かなり浸食されるような形になっています。非常に降水量がふえた場合ですね。この基準にのっとると。

これに対して、ハード面での対策は何も立てないんですか。国県の工事にはなるのかもしれませんが、やはりそのソフト面の対応というのは高めていかなくちゃいけないというところはありますけれども、ハード面に対してもやはり、災害が起きて後手後手で対応するというんじゃなくて、やはり危険箇所というところをチェックして、それが自主防災組織

の方々と一緒になるとかというのはあるのかもしれませんが、やっぱり未然に災害を防ぐという根本的な基本のところに対しては、少額でも毎年何かしらの対応をしていく必要があるんじゃないかなと思いますけど、町長、もしよろしければお答えいただけますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

「かしんしょく」と読むみたいなので、私も間違っ読みましたけどですね。「かがん」じゃなくて、「かし」らしいです。私も間違っ答えたと思いましたので。

それで、結局これはやっていないわけじゃないんですよ。非常にまずいところについてはすぐに県の土木事務所に言ってやっているんですよ。そういう意味じゃ、削っていただいて、新設工事も、それからそういう曲がり角の水の流れとかを見ながらやっていただいておりますので、その対策は、起こらない、もしくは事前に起こったところには今度は起こらないようにということでやっておりますので、ただ、町の予算で、町がこの河川を扱うというのが直接的には非常にできにくいシステムになっていますので、県と連携しながら、やらせていただいているつもりでございますので、もし河川の中で心配なところがあれば、これは町長懇談会でもいろいろな相談があったときには、必ずその河川を見に行っ、問題地点をチェックしてきながら、県とかにきちんと伝えていながら改善を加えていっておりますので、やっていないわけではないので、ただ、町の予算で予算化してやっていないというだけのことでございますので、そこは御理解いただければなというふうに思います。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

なかなか難しいところではあると思うんです。危険箇所等があれば、逆にその標示を町としてつくって、なるべくそのあたりを回避するなり、そういったところの対策等も今後考えていただければなと思います。

いろいろと前後しながら質問させていただきましたけれども、本当に怖かったですね、あの台風19号が来たとき。あれが九州に来たらと思うと、あっちに行っよかったということじゃないんですけれども、どの程度の被害があったのかなということを考えると、非常に怖い気がしますし、我々もそうですけれども、いろいろなことを学びながら防災に対しての意

識を上げていく必要があるんじゃないかなと思うので、今回の質問をさせていただきました。

次の質問事項2の各行政区組合加入問題について、これは町長も一番最初におっしゃいましたし、各行政区の区長、組合長、あるいは区長会のところでいろいろ話をされているところかと思いますが、私もいろんな区長からのお話を伺うところで、やはりこういうところが、まだ大きな問題にはなっていないのかもしれませんが、一部組合に入らない、あるいは高齢者になっていろいろ無理があるというふうなお話も聞きます。あるいは祭りの役が回ってくるから、それを受けたくないがために入らないという方もいらっしゃいます。これを、2番目の年齢制限を設けて、これは例えばの話で、私はこれをやる必要がある、べきだというふうには思っていないんですけれども、何かしらの町としてオファーを行政区、まず区長に対して働きかけて、極力、転居されてきた住民の方に組合に入ってくださいと案内を出すだけでなく、もう少し組合にスムーズに入るような施策というのを町として打ち出していけないかなというふうに思っているんですけど、何かしらありますでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

パターンが大きく分けて大体2つで、高齢者になっていろいろな組合の役ができないというパターンと、あと若い新しく入った方が入らないというパターンと、2つ大きくあると思います。この対応は、全く別の対応をしなければいけないと思いますので、その辺はまた各區長さんたちとも相談させていただきながら、少しでも基山町がよくなるように、いろいろ工夫させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

3番目の回答にもありますけれども、負担が大きくなっているけれども、配付手数料の見直しを行ったと。手数料をふやしたからいいだろうというような書き方にもなっているんですけど、ぜひとも、いろいろ毎年区長になられる方も負担がふえてきておりますので、そういった軽減も含めてスムーズな地域コミュニティの活性化に力を出していただければと思います。

以上で私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で松石健児議員の一般質問を終わります。

ここで午後１時まで休憩いたします。

～午後０時 休憩～

～午後１時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、天本勉議員の一般質問を行います。天本勉議員。

○２番（天本 勉君）（登壇）

皆様こんにちは。ただいまから一般質問をいたします２番議員の天本勉でございます。傍聴席の皆様、本日はお忙しい中に傍聴に来ていただきまして厚く御礼を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、質問事項１、治山事業による災害復旧についてお尋ねをいたします。

ことし６月１１日、町の説明会において、緊急治山事業は６月中旬に入札、９月から工事着工、来年３月には工事完了予定との説明がございました。

「治山事業の入札不調 続発」という見出しで新聞にも掲載されましたが、治山事業による災害復旧の見通しはどうなっているのか、お尋ねをいたします。

(1) 治山事業は２回の入札不調となり、３回目で落札となりましたが、入札不調の要因と今後の見通しについてお尋ねをいたします。

(2) 農林災害の対象基準と設計基準について。

(3) 今後も災害発生が続くと予想される中、技術職員の確保と育成が必要と思いますが、町としてどのように考えてあるのか、お尋ねをいたします。

次に、質問事項２、内部統制についてお尋ねします。

地方自治法等の一部を改正する法律により、長による財務に関する事務等の管理及び執行が法令に適合し、かつ適正に行われることを確保するための方針の策定及びこれに基づく必要な体制（内部統制体制）の整備が都道府県並びに指定都市に義務づけられ、その他の市町村については努力義務が課せられました。基山町においても、既に事務事業の適正な管理、執行に努めてあると思いますが、どのように努めてあるのか、お尋ねをいたします。

(1) 各種事務事業の適正な管理及び執行について、どのように行っているのか。

(2)特に主要事務事業の進行管理はどのように行っているのか。

(3)内部統制について、市町村は努力義務ではありますが、実施についてどのように考えてあるのか、お尋ねをいたします。

質問事項3、農村集落の活性化についてお尋ねをいたします。

少子高齢化が進む中、基山町の農村集落においても例外ではなく、集落の共同活動や維持が困難な限界集落になりつつあり、早急な対策が必要であると思います。農村集落の活性化の観点から、市街化調整区域の開発行為である都市計画法第34条第12号の都道府県の条例で定めた区域として農村集落の一定の区域をモデル地区に指定し、宅地化を図り、コミュニティの維持、形成を推進できないか、お尋ねをいたします。

(1)まず、行政区の高齢化について現在どのような状況なのか、お尋ねをいたします。

(2)農村集落の一部の地域をモデル地区に指定することについて、町としてどのように考えてあるのか、お尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

天本勉議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、治山事業による災害復旧について。

(1)治山事業は2回の入札不調となり、3回目の入札で落札となったが、入札不調の要因と今後の見通しについて示せということでございますが、丸林地区・坊住地区の治山事業における2回の入札不調の原因については、これは佐賀県事業でございますので、佐賀県に確認したところ、福岡県、熊本県など近県における山地災害のほか、道路、河川、農地等の災害により公共事業が増加していることや建設業における技術者及び作業員が不足していたことが要因とのことでした。あとは、やっぱり山の上というのは非常に難易度も高いというのも一つの原因だというふうに思います。3回目は入札が成功してよかったというふうに思っております。

今後は、受注業者との工程の打ち合わせを行った上で早急に現地説明会を開催し、工事に着工するように計画されているところでございます。

令和2年度以降の復旧整備につきましては、工事内容の変更は生じましたが、計画

どおり令和3年度までには完成予定というふうに考えているところでございます。

(2) 農林災害の対象基準と設計基準について示せということでございますが、農地・農業用施設災害復旧事業では、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、補助を受けているところでございます。

対象基準は、農地では1カ所の復旧費用が40万円以上であり、耕作されているか、または自己保全により管理されている農地が対象となり、水路等の農業用施設では、受益戸数2戸以上の施設が対象となっているところでございます。

設計基準では、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱などに基づき設計を行い、原形復旧が基本となっているところでございます。

(3) 今後も災害発生が続くと予想される中、技術職員の確保と育成が必要だと思うが、どのように考えているかということでございますが、まさにおっしゃるとおり、技術職員の確保と育成は非常に必要なことだというふうに考えております。

平成29年度に土木実務経験者の社会人経験枠採用や今年度新規採用に土木系学校卒業者を採用し、職員の確保に努めているところでございます。また、平成30年度から嘱託職員でも実務経験のある建築技術者を採用し、実務経験による経験を生かした若手職員の指導育成も行っているところでございます。このほか、建設技術職員対象に開催される災害実務講座等技講習会、研修会にも積極的に参加して、技術職員の育成を図っているところでございます。

2、内部統制について。

(1) 各種事務状況の適正を管理及び執行について、どのように行っているかを示せということでございますが、職員は業務に係る法令を遵守することはもとより、適正で効率的かつ効果的に業務を遂行するために、各部署において人事異動のとき、事務引き継ぎ書や業務マニュアルを作成しているところでございます。業務の執行過程については、管理職が進捗状況の把握を行っているところでございます。

また、予算や決算の状況を「広報きやま」やホームページで公表するとともに、財務書類の作成、公表により、財務報告等の信頼性確保にも努めているところでございます。

資産の保全では、工事の施工段階における建築物や道路等の構造物について中間検査などを徹底し、その強度が低下しないように行っているところでございます。

(2) 特に主要事務事業の進行管理はどのように行っているか示せということでございますが、主要な事務事業については、各部署の目標及び職員の業務遂行に掲げるようにしており

ます。目標への進行状況については、管理職が年度中間で職員へ面談を行うことで業務の進捗状況を把握し、必要に応じて助言や指導を行っているところでございます。

また、総合計画実施計画や行政改革実施計画、公共施設等総合管理計画及び基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画に掲げる事業については、予算の平準化を図るとともに、計画ごとに事業に対する評価を実施し、事業の効果や検証を行い、その結果をホームページ等で公開しているところでございます。

(3)内部統制について、市町村は努力義務であるが、実施するかということでございます。

内部統制については、都道府県知事及び指定都市の市長には、令和2年4月1日までに内部統制に関する方針の策定と、これに基づく体制の整備をすることが義務づけられているところでございます。それ以外の市区町村長には努力義務とされているところでございます。内部統制の4つの目的である業務の効率化かつ効果的な遂行、財務報告等の信頼性の確保、業務にかかわる法令等の遵守、資産の保全については、組織運営上必要なことであると認識しているところでございます。この目的達成のために、リスク管理による不祥事等の未然防止や適切なリスク対応を業務上ルールとして整備する内部統制については、義務化されていない地方自治体においても適切かつ効果的な業務遂行を確保する上で必要だというふうに考えているところでございます。

今後は、内部統制について、近隣自治体や基山町と同規模の類似自治体の動向も見ながら、基山町としてどういうものがあるのかというのも、そういったことについて検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

3番目、農村集落の活性化についてということで、(1)各行政区の高齢化率を示せということでございます。

各行政区の高齢化率については、毎年3月末現在の数値を公表しておりますので、ことしの3月末の数字を第1区から順に回答させていただきます。

第1区35.8%、第2区44.3%——ここには寿楽園の数字も入っておりますので、ちょっと高めに出ると思います。第3区23.9%、第4区34.8%、第5区21.2%、第6区27.6%、第7区31.9%、第8区23.3%、第9区19.3%、第10区42.4%、第11区30.9%、第12区42.6%、第13区31.9%、第14区23.9%、第15区35%、第16区26.6%、第17区32.2%となっているところでございます。そういう意味では、第10区と第12区がかなり高い高齢化率になっているというふうに思っております。

(2)モデル地区の指定について町の考え方を等ということでございます。

都市計画法第34条第12号、いわゆる集落活性化タイプの50戸連たんについては、平成25年に当時の区長たちに対して説明会を開催し、希望する地区を調査しましたが、残念ながらそのときにはございませんでした。ことしの2月にも制度の説明会を開催いたしましたが、特に希望される地区はございませんでした。町では、希望があればモデル地区とし指定したいというふうに考えておりますので、今後も説明会を定期的、もしくは何かあるごとに開催して、制度の周知を図っていきたいと思っております。議員の出身母体の6区、きょうは区長も傍聴にお見えになっていただいておりますので、もし率先してモデル地区ということであれば、ぜひそういうふうに行けたらいいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1回目の答弁は以上でございます。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

それでは、治山事業の入札不調の要因と今後の見通しについてお尋ねいたします。

治山事業の復旧について、これまで時系列に整理してみますと、昨年8月8日の説明会において、まず、丸林地区については平成30年度緊急治山事業において床固め工、垂直壁、流路工、それと、基山町水道事業として集落内道路の丸京線に暗渠管を埋設すると。

それと、坊住地区については同事業で谷止工、流路工、水路を整備しますと。そして、平成31年から平成32年度の治山事業で谷止工をそれぞれ2カ所ずつ、計4カ所を整備していくということで説明がございました。

工事工程については、ことしの3月24日、県の担当者による説明会では、5月に入札、12月ぐらいには工事完了予定であるということで説明を受けております。流木等を撤去し、1カ所に一時仮置きしながら、それから搬出すると説明がございました。そのとき、地元としても豪雨による2次災害が心配であるから、仮置きには十分配慮するように求めています。工程が少し変わってきておりますが、副町長も出席されておりましたけれども、6月11日の説明会では、緊急治山事業についての工事工程については、6月に入札、9月に工事着工、令和2年3月、来年の3月工事完了予定であると説明がなされました。その後、6月、8月と2回の入札不調。ようやく3回目で落札となっておりますけれども、災害から1年が経過

この入札の不調の要因は、答弁では、福岡、熊本など近県の山地災害。災害による公共事業の増加、それに伴った建設業における技術作業員が不足したことが要因でしたということですが、特に坊住地区、ほとんどが町有地だと思います。不落が続く中、町から県に対して積極的に依頼、アプローチはされたのかどうか、そのあたりについてお尋ねをいたします。

加藤産業振興課農林業振興係主幹。

町は、東部農林事務所と連絡を密にいたしまして、1回目の入札がなされなかった後、次は県内の業者に幅広く周知を行って欲しいというような働きかけをやりまして、2回目の入札が不調に終わった後も、県のほうはローカル発注というのを一生懸命言われますけれども、そのローカル発注はわかりますけれども、県内ではなく県外に目を向けて業者を何とか手配していただけないかということで、そういう働きかけはしております。

松田町長。

1 回目の入札が不調に終わった後、農林事務所に私も直接やりましたが、2 回目も不調になりました。これは同じことをやってもだめだと思いましたので、10月25日のGMミーティングが災害のGMミーティングでした。ちょうど災害が終わった後の、大町町とかね。それで、最後にフリーディスカッションになったので、いいチャンスだと思って、ことしの災害もそうだけど、基山町は去年の災害の復旧工事が今不落でできていないんですと。もし、今年度3回目が不落になったら今年度、何も事業ができなくなるんですということで、知事も驚かれていました。そして、新聞記者の方がたくさんおられましたので、その後、いろいろな取材が基山町にもあって、新聞でわっとそれが出ました。やっぱりこれは非常に効果的だったと思います。それは、県に対しても、それから佐賀県内の建設業の人たちに対してもすごくインパクトはあったと思いますので、タイミングよく新聞で取り上げられたのも、3回目の落札にもつながっているのではないかなというふうに思っているところなので、これを教訓に今後もこういう入札、特に町の入札じゃない場合にはなかなか町から口出しできないと

ころもありますので、いろいろな手法を考えていかなければいけないというふうに実感したところでございます。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○２番（天本 勉君）

ありがとうございます。11月10日の新聞では、基山分については丸林地区と坊住地区の２つの工事を１つにまとめて発注金額を多くすることで、規模の大きな業者を対象とした内容に変更したい、入札に手を挙げたいということで開札に臨むということでした。３回目の入札結果を踏まえて、そのあたりはどうか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

酒井副町長兼産業振興課長。

○副町長兼産業振興課長（酒井英良君）

今、町長から、それから担当の主幹からもありましたように３回目で落札したわけですが、１回不落になるごとにそういう働きかけをして、工事の内容等も変更して落札をしやすいように見直してくださいということでお願いをして、２回目のときは仮設道路の見直しとか、３回目は今言われましたように、Ａランクから特Ａランクに上げて、金額を上げて、より落札がしやすいようにということでお願いをしたところでございます。ただ、先ほど言いましたように、佐賀県の業者は災害で手いっぱいですので、福岡県の業者も入れたらどうですかということでお願いしましたけれども、３回目については、そこは県内の業者でいきたいということで入札をされました。結果的には特Ａの業者が落札をされたということで、私どもとしても一安心しているところでございます。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○２番（天本 勉君）

災害以来、応急な工事はされております。まだ流木が散らばったままな状態で、ことしの大雨のときは、やっぱりふだと違う、ふだんは茶色なんですけど、焦げ茶色ですかね、そういう濁流が流れてきておりました。崩壊した山肌が洗われて、懸崖侵食が進んでおるなというふうに思っております。この治山事業については、来年の梅雨までにはぜひ終えてほしいと思っております。入札不調の状況を、地元の方も、一体どうなっているのかということ

で不満に思っております。答弁では、受注者と工程の打ち合わせを行った上で早急に地元説明会を開催するということでしたが、年内に開催されるのか、年明けなのか、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

酒井副町長兼産業振興課長。

○副町長兼産業振興課長（酒井英良君）

この治山事業につきましては落札がされましたので、12月10日入札、来週の火曜日に説明会をするようにいたしております。これは6区の地元の区長と日程調整をしまして、県、基山町、業者、それが地元の方に対して説明をするということにいたしております。

それから、工事のスケジュールですけれども、今、天本議員が言われましたように、これから緊急治山事業と総合治山事業に分かれております。

緊急治山事業は、堰堤をつくって、落差工をつくる部分ですけれども、これは入札がされましたので、先ほど言われたように令和2年3月末までにはつくりたいという予定で6月に説明会をされましたけれども、これは入札の関係でおくれましたので、梅雨前までには、主体である堰堤、ダムはつくりたいということで伺っております。その後になりますけれども、落差工についてはその後につくりたい。

それから、総合治山事業のこの谷止工というのは、その後、令和3年度までにはつくりたいという当初の予定でしたけれども、その辺については予定どおりできるんじゃないかというふうでお話を聞いております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

一刻も早い復旧を皆さん望んでおります。どうかよろしくお願いいたします。

それでは次に、農林災害の対象基準と設計基準についてお尋ねします。

答弁では、対象基準は、農地では復旧費用が1カ所40万円以上で、耕作、または自己保全されている農地が対象で、水路等の農業用施設については受益戸数2戸以上が施設対象。設計基準は、農地・農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱などに基づいており、原形復旧が基本となっているという御答弁でした。農林災害の場合、設計額、請負額が安いとよく聞きます。仮設道など設計に見ていない。県も見えていないので、準じていると聞きましたが、仮設

道は設計に反映されているのかどうか、そのあたりは実際どうなのか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、仮設道路につきましては、道がなく、必要な分は必要な部分として設計をして、現地でもつくっておると思います。ただ、通常は設計の積算の中で共通仮設費といいまして、率計上という簡易的なものはそういった率の費用の中で行うというものがございまして、簡易的に土砂を削ったりするだけで通路となる場合は、そういった共通仮設費の中で行うというのが考え方になっておりますので、現場に必要なものは当然つくっておるし、簡易的なものはそういった積算の中で考慮をされているということになります。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

ケース・バイ・ケースだろうと思います。田んぼののり面がちょっと崩壊した程度、そうした小規模な場合は私も必要ないんじゃないかなと思っております。けれども、今回、丸林地区の広範囲な仮設道路をつくらないと重機とか通らないという状況の中で、あの地区はそこら辺の仮設道を見てあったのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、あそこの地区については経費の中の部分であったと思います。

あと、水路については機械のほうで入っていただけますので、その辺は県の基準に準じた積算であったと思っています。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

やっぱり業者の方も、災害があったときには緊急にその対応をされております。確かに、仮設道とかを見ますと、工事金額が上がれば地権者が支払う自己負担、分担金の影響があって増額になるかもしれませんが、やっぱり必要なものは当然見るべきだと思います。

場所によっては、仮設道路をつくって土砂の運搬、生コンの搬入、そして、仮設道路のためにやっぱり鉄板、ゴムシート、砕石を敷いて仮設道をつくってありますので、今後もやっぱり必要なものはぜひ取扱要綱に基づいて設計をされるようによろしく願いいたします。

次に、(3)技術職の確保と育成についてお尋ねをいたします。

昨年の豪雨、ことしの大雨、台風が大型化し、関東地方も台風被害など、今後も毎年のように被害発生が予想される中、技術職員の採用、確保が必要だと思います。基山町において、技術職員の採用状況はどうか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

本町のような町になりますと、専門職としての雇い入れということは基本的には行わないで一般職という割りつけになるわけですが、ここ近年で申し上げますと、そういった方の需要もやはり出てきたということで、平成29年には、町長もお答えになりましたけれども、社会人経験者として土木の1級施工管理技士の資格を持った者を1名採用いたしております。

それから平成31年、今年度でございますけれども、工業高校の土木科出身の職員を1名採用いたしております。

それから、これは正規職員ではございませんけれども、嘱託として1級建築士のほうも、昨年度は2名、今年度は1名、採用しながら、そういった技術的な部分にフレキシブルに対応できるような形で採用を行っておるところでございます。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

昨年度の災害復旧に係る時間外勤務について、事業評価説明書によりますと、農地農業用施設分、建設課分の時間外が575万円、林業施設分の産業振興課分が455万円、合わせて約130万円ですね。これを1時間当たり2,500円に換算して……

○議長（品川義則君）

天本議員、合計がおかしかったと思いますけど。

○2番（天本 勉君）

そうですね。575万円、それと455万円、1,030万円ですね。

それと、時間が1時間当たり2,500円で換算してみますと588時間。1人当たり3,000円で換算してみますと約490時間。これが7カ月ですから、これを7人でしたと仮定すると、やっぱり70時間から85時間ですね。多い方はやっぱり月100時間を超えられた方もあったのではないかと思います。職員の方も大変だったろうと思います。

朝倉市の災害のときでも、委託料は50億円は超えているというふうには聞いております。亀の甲ため池測量設計が848万円、林道施設の測量設計が4,317万円で業務を委託されておりますけれども、緊急的なものとそうでないものを判断されて委託はされたと思うんですけれども、時間外でも1,030万円ですね。この分を少しでも委託はできなかったのか、そのあたりはどうか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この件については、9月の決算審査の折にも少し述べさせていただいた部分かもしれませんが、まず、被災した直後に関して申しますと、災害査定に関しましては人員も限られておりますので、なるべく委託対応できないかということで建設課のほうで、まず、受託できるような業者がないかということで探してございましたけれども、やはりこの近辺では、被災地も多かったことから対応できる部分がなかったということで、結果的には時間外で対応をさせていただいたということでございます。

それで、時間外についてでございますけれども、今、建設課に配属をしております職員はもとより、以前、建設課のほうに配属になって工務を担当しておりました部分についても協力依頼をさせていただきましたので、先ほど議員おっしゃられたような時間数が1人当たりになったかどうかというのはちょっと分析しておりませんけれども、なるべく1人に過重がかからないようにというところの配慮はさせていただいたところでございますけれども、やはり相当数、時間外勤務をしたことは間違いないのかなと思ってございましたので、健康には十分留意するようということでは課長のほうには指導をしたところでございました。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

本当にお疲れさまでした。私も県内他町の技術職の採用状況はどうか、確認をしてみ

ました。

土木建築に限ってですけれども、吉野ヶ里町は土木ゼロ人、建築ゼロ人。

上峰町が土木1人、建築ゼロ人。

みやき町、土木5人、建築1人。

玄海町、土木5人、建築ゼロ人。

有田町、土木8人、建築2人。

大町町、土木2人、建築ゼロ人。

江北町、土木20人、建築ゼロ人。

白石町、土木18人、建築3人。

太良町、土木7人、建築が1名の状況でございました。

一般事務採用職員の方が、建設課とか産業振興課に配属になられて、測量や歩掛かりを学習して、工事の設計、監理業務をされていると思います。先ほど土木実務経験者の社会人経験者採用や今年度の新規採用者については土木系学校の卒業者を採用したということでしたけれども、この方たちも一般職の位置づけだろうと思います。技術職員の育成、技術の継承の観点からも、やっぱり正式に事務職としての採用が必要ではないか、そのあたりはどうか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

天本議員、「しろいしちょう」と「おおまちちょう」ですので、今後は言い直しをお願いいたします。

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確かに、議員おっしゃることも1つあると思いますけれども、先ほど申し述べられましたほかの町におかれましても、技士として採用をしている町というのは非常に少なかったのではないかと考えております。

1つは、やはり技士として雇い入れてしまいますと、技術としては非常に上がってくるのかもしれませんが、職としては異動する場所が固定されますので、それもいかなものかというところもありますので、先ほど申し上げましたように、そういった部分も含めたところで一定で技術がある者も採用しつつ、そういった部分を含めて、技術が要る部分についての継承も行っていくということで、必要に応じて、少し柔軟性を持たせていただいたほ

うがいいんではなかろうかというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

やっぱり受験される方は公務員の採用試験の案内を見て受験をされておると思います。一般事務、そこに土木の項目があれば、技術職もそこに採用を申し込まれると思いますので、建築も含めて人材確保の観点から、今後も御検討方よろしく願いいたします。

それでは次に、質問事項2、内部統制についてお尋ねをいたします。

御承知のとおり、内部統制とは組織としてルールを定め、そのとおりに行い、事後的にチェックする仕組みでございます。現在多くの自治体では、内部統制、事務フロー、フローに基づく対応、想定リスク等が見える化、可視化できていない状態にあるのではないかと考えております。各課さまざまな事務事業がある中で、各担当者が複数の業務をかけ持ちしながら、業務を遂行されていると思います。

答弁では、各部署において人事異動時の事務引き継ぎ書や業務マニュアルを作成しているとのことでしたが、全ての業務についてこの業務マニュアルを作成されてあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、特に異動時期、4月当初、この時期はやはりどうしても異動した職員がおるところについてはそういう停滞をしがちでございますので、その分については引き継ぎも兼ねた業務の引継書をきちんと後任に渡すということで、それがマニュアルということで対応をさせていただいています。

それから、各それぞれの業務についても一定の標準の様式を定めて、それに合う業務についてはその標準様式のマニュアルに基づいて作成をし、あと、例えばシステム等を活用して行う業務等についてはそのシステムごとのマニュアルを活用して業務については行うようにしております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

今日、業務が増大する中、人手不足に影響をしてくると思いますけれども、引き継ぎがうまくいかないことから生じるミスの発生も予想されます。業務ごとの手順書、業務マニュアルがあれば、1年間の業務の流れが一目でわかります。

例えば住民健診の場合、健診対象者の抽出から通知、健診業者の決定、契約、健診の実施、健診結果の通知、要精密検査対象者がある場合にはその方への通知、そして、その後保健師の指導、そして糖尿病などの改善に向けた各種健康教室の開催が考えられて、それで健康寿命を延伸していくような流れになっていくと思います。

道路改良の場合でしたら、まず測量設計をして、地元説明会の開催や必要があれば公安委員会との協議、業者選定、入札、契約の締結、工事の施工監理、竣工検査、支払い。用地買収がある場合には不動産鑑定、地権者説明会、買収に伴う税控除や国民健康保険税への影響等の説明、売買契約の締結、支払い、最後に収用証明書の発行というふうな一連の業務があります。

この業務マニュアルの作成のときには、本当に大変だと思います。総務企画課から、ある程度標準的な様式を示されて、事務フローとか、フローごとの事務内容、関係法令はどの法令なのか、関連部も、医師会等外郭団体との関連はないのか等、各課ごとにマニュアル化しておく、そういうことが必要だと思いますけど、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

議員おっしゃるとおりだと思っております。ただ、そこまで今マニュアルが全てできているかというところではないと思いますので、そういった形に近づけるように、今後、内部統制というか、指導は行っていきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

よろしくお願いいたします。

次に、(2)の主要事務事業の進行管理についてお尋ねをいたします。

今年度も基山っ子みらい館建設事業や基山中学校の大規模改造工事などが行われておりま

す。主要事務事業については、先ほどの答弁では、各部署の目標及び職員の業務遂行に掲げるようにしているということでしたけれども、年度当初に事務事業はこれだというふうに定めて、そして中間計画を含めて進捗状況はどうか等について把握しながら、やっぱり報告が必要ではないかと思います。また、町長を含めて職員みんながそれを把握しておくことが大事だと思いますけれども、そのあたりはどうでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確かに、おっしゃるとおりだと思います。ただ、事業を行っていく中では、節目節目のところで町長を含めたところの報告を必ず行っておりますので、そういった中で適切に行っておると思っておりますし、そもそもの事業につきましては総合計画の実施計画に掲載をさせていただいたり、あと、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも掲げておりますので、そういった部分での年度間の事業であったりとか、そういったところの管理はできておるところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

主要事業とか、年間決まったやつはほぼ完璧に近いようにやられていると思います。ただ逆に、ちょっと問題なのは例えば防災、いわゆる災害対策とかばあっと来たやつ、これは実はチェックしたいんですけど、チェックしたらまたそこで仕事がふえるので、どうしても私自身も事後になってしまうので、後でしまったみたいな話というのは結構あるんですよね。じゃ、これはどうすりゃいいかというと、私もその解決はまだなかなかできていませんけれども、ただ、基山っ子みらい館とか、主要事業で年次計画を立ててきちっとやっているものについてはかなりの精度できちっとやっていて、今後はRPAとか、AIとか使っていきながら、そういうのを自動点検できるようなそっちの方向に持って行って業務量を減らしていかなければいけないかなと、そういうものについてはですね。それで、むしろそういう突飛に来るやつについてどういう対応をするかというのが、まさに内部統制の一番ポイントになるんじゃないかと私自身は今理解しているところでございます。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

事業もハード事業とかソフト事業がいろいろあると思います。やっぱりある程度、ハード事業は幾らから、ソフト事業は幾らかとか、ある程度事業費を決めながら進行管理に努められたらと思います。

そして、進行管理ではないんですけれども、基山総合公園の管理、運営の観点から、1つ質問をさせていただきます。

私もたまには散歩するんですけど、あそこに時計のモニュメントがありますよね。3つ時計がついているんですけれども、1つがとまっているような状況でございます。その対応はどう考えてあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

12月議会で担当課から修繕の案が出てきたのを却下したのが私なので、私から答えさせていただきます。

それを直すにはすごい金額が、お金がかかるので、私は取り外しましょうという話をしました、その壊れているやつはね、動いていないやつだけは。ただ、それも高所作業車が行って、それもまたお金がいっぱいかかるということなので、次に高所作業車を使う作業のときに行けばそれを使い回しできる、やれるということなので、今、次に高所作業車を使う作業が出てきたときにその部分だけ外すということで今考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

私も歩いて気づくんですけど、町民の方はそういう細かいところを見てありますので、早急な対応が必要であるのではないかと思います。街区公園の遊具でも一緒ですね。きちんと管理をしていかないと、もし事故があったら町の責任を問われますし、決まったことをちゃんとやっていく、やっぱりそれが行政として一番大切ではないかなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは次に、(3)の内部統制に依拠した監査の実施についてお尋ねをいたします。

内部統制に依拠した監査の実施は、市町村は努力義務でございます。それで、私も代表鑑査員と監査をさせてもらっているんですけども、さまざまな業務がある中で監査を行う場合、先ほど言いました業務マニュアルがあれば、各業務がどのような流れで進めてあるのか一目でわかって助かると思います。その業務の対応はどうしているのか、何の法律に基づくものか、リスクはどこにあるかと、そういうものが作成されておれば、監査実務のメリットとしては、確実かつ迅速に組織と業務実態が把握できること、それと、事務事業の可視化、そして私たちの知識不足を補うことができます。リスクの可視化は効果的に定期監査とか、行政監査を実施することを促すことにもなりますので、内部統制に依拠した監査の実施について、町長、もう一度お考えをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

内部統制に関する監査、質問自体で監査と結びつけていなかったもので、それについては正直考えていなかったんですが、内部統制をやることによって業務量も減る方向に行かないと、逆に言えば不幸せになるかなと思っているんですよね。どんどん業務量がふえていくのは大変だと思うので、まずは今のマニュアルをつくるという話をもうちょっときちっとしていきながら、それをメカニックにやっていくということだというふうに思います。やっぱりつく人によってまた違ってきたりするようなことになると思いますし、業務によってばらつきが出るとまずいので、まずはそこからきちんと整備するところから始めていきたいと思います。

そして、大きなところと違うので、私もかなり細かいところまで、私に決裁が回ってくるやつは全部見て、細かいところまで全部チェックします。ただ、回ってこない課長どまりの決裁もたくさんあるので、そういうことも含めてマニュアルづくりをさらに強化していきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

監査はあくまでも努力義務で、今、町長が言われました業務マニュアルの作成。そして今、臨時職員の方も多い中で、わかりやすく事務伝達ができることとか、事務の可視化はやっぱり職員の働き方を考える上でも重要なことですし、リスクの可視化は職員を守ることにもつ

ながると思いますので、御検討のほどよろしく願いいたします。

それでは、質問事項3の農村集落活性化について質問をいたします。

先ほど高齢化につきましては説明がございました。その中で、高齢化率40%超が2区と10区と12区、30%超が1区、4区、7区、11区、13区、15区、17区。市街化区域の高島団地とか基山ニュータウンとかきやま台、けやき台の開発団地の高齢化も大きな問題で、行政課題だと思います。市街化調整区域の高齢化も深刻で、農村集落の各組合の共同活動とか、行事の維持が困難な状況、限界集落になりつつあります。

それで、(2)のモデル地区の指定についてどう考えてあるのか、お尋ねをいたします。

第5次基山総合計画基本計画の土地利用の項目に、積極的な土地開発ということで、「50戸連たん制度を啓発します」とうたわれております。50戸連たん制度は、御承知のように敷地間の距離が50メートル以内にある建築物がおおむね50戸以上建っている状態で、一定の条件はありますが、これを満たせば調整区域であっても開発が可能になる制度ということですが、この一定の条件とはどういうもののでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

都市計画法第34条第12号、いわゆる集落活性化タイプの50戸連たん制度の一定の条件ということで御質問です。

こちらにつきましては、佐賀県都市計画法施行条例に規定がございます。例えば、集落の住民の合意を得ていること、町が策定した土地利用に関する計画との整合性がとれていること、集落の人口が減少し、かつ高齢化や少子化が認められること、50以上の建物が、敷地相互間の距離50メートル以内で連たんしていることなどとなっております。こちらが一定の条件と言われるものでございます。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

佐賀県内においては鳥栖市の江島地区、これが平成30年4月10日に指定されております。面積が40.4ヘクタール、用途が戸建て専用住宅、そして建蔽率60%、容積率200%、高さ制限が10メートルまでとされております。基山町で50戸連たん制度の活用が、私なりに想定さ

れる区域がどこかなと考えてみましたけれども、この都市計画法第34条の12号、1区では金丸から三ヶ敷の一带、それと1区の宝満神社の周辺、正応寺とか馬場地区ですね。2区においては寿楽園周辺の川越市から小林の一带、小松集落。4区では、辻とか、一井木、水上、仁連寺を含めた一带。6区では城戸集落が該当するのではないかなというふうに思っております。そして、7区の北奈良田とか南奈良田地区は、逆に第34条の11号の市街化区域に近接する区域が該当するんじゃないかなというふうに自分なりには考えております。

答弁では、平成25年度に当時の区長に説明会を開催。また、ことしの2月には制度の説明も開催されたけれども、希望する地区はないということでしたけれども、町として何か積極的にどこどこを指定して推進していくという考えはあるのか。もし、指定が難しい場合、何が問題であるのか、そのあたりはどうか、お尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

まさに今、基山町としまして定住促進、人口増対策というのは一丁目一番地の施策だと思っておりますので、我々定住促進課としても、あらゆる手段を使って人が住める場所を確保するというのは日々研究しているところでございます。

議員がおっしゃられました50戸連たん制度につきましても、地区計画や調整区域の開発ということで、非常に有効な制度だと考えております。

一方で、先ほど一定の条件で紹介させていただきました集落の住民の合意を得ること、ここが一番難しい、ハードルが高いところだと思っております。町として、この地区を推進するというのは今のところございません。というのは、裏返せばどこの地区であっても50戸連たんで何か集落活性化をしたいという申し出があれば、積極的にお手伝いをさせていただきたいというふうに考えておりますし、住民の合意を、区長を初め、集落の方がとっていただければ非常にスムーズにその後もお話が進むというふうに考えておりますので、可能性があればこちらから積極的に向いて、住民説明会とか地元説明会のほうを開催して進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

担当課長がソフトに言っているので、もっとわかりやすく言うと、外部の人が来ていい、うちは外部の全く知らん若い人たちが入ってきても全然ウエルカムですという地区があれば、言っていただければそこが対象になるかというのを調べて、なればどんどんやっていきますね。

それから、さっきの説明の中で私が知っていることを超えていたのが、市街化区域隣接タイプで7区がそれになる。今うちはそのタイプをやっていないんですけど、そのタイプが逆に基山町ではほとんどないという前提が今やれていないんですが、もし7区がそのタイプで本当にやれるのであれば、私は7区でもありますので、そっちのタイプはまた検討をしたいと思います。それは、担当課長にもまたきちっと聞いてやりたいというふうに思いますので、いいサジェスションをありがとうございました。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

私も本当にそうだろうと思います。答えられたように、地元がオーケーなら、してくださいということでしたら、町も積極的に推進されると思うんですけども、城戸地区の空き家に外部の方が転入されておりますけど、皆さんいい方で、組合も入られて、区の世話もよくされて、そういう方が入られてよかったなとは思っております。今まで地元であった地域コミュニティに、そこら辺がうまくいくかなという、そこら辺が一番心配するところではないかなと私自身も思っております。

それで、農村集落活性化という観点で、市街化調整区域での緩和措置、例えば、小松地区あたりの空き家でレストランとか喫茶店をしたいんだという申し出があったとき、そういう場合の都市計画法上の緩和とか何かありますでしょうか。あったらそこら辺の説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

ただいまの質問の前に、先ほどの質問に関連しまして、町長も答弁されましたけれども、例えば7区とか、市街化区域に隣接している区につきましては50戸連たんのこの11号のほう、市街化区域隣接タイプというものの50戸連たん制度がございます。ただ、今現状で基山町内

で市街化区域隣接タイプに該当するようなところはほぼありません。というのは、これはまた市街化区域隣接タイプの一定の要件というのがございまして、これは農振の用地の青地が含まれていないことが前提条件にありますので、今現在、基山町の市街化区域に隣接するエリアの調整区域は、ほぼほぼ青地が張りついているような状況になりますので、まずはその青地を外したというのが前提に――外せれば、7区であっても市街化区域隣接タイプの50戸連たんというのは可能になるということを補足で説明をさせていただきます。

それで今の質問ですけれども、調整区域内の開発の緩和措置といいますか、特例等がございますけれども、今現在、調整区域の開発、建物を建てていいかどうか、どういった営業行為をしていいかどうかというのは、佐賀県の都市計画のほうに定められています開発審査会の付議基準というのがございます。こちらに、いわゆる調整区域の開発について、いいのか悪いのかというのを審査会で審査をしてもらう仕組みになっているところでございますけれども、現在佐賀県のほうは、そういった基山町のような、調整区域で何かレストランをやりたいとか、調整区域の空き家を活用して何かやりたい、そういったことの要望を挙げておりましたので、県のほうでこの開発審査会付議基準の見直しについて検討されているということとは聞いております。この検討をされて、改正される時期についてはまだ未定ということですから、そういった形で調整区域の土地活用といいますか、そういったものが緩和されれば、直ちにこちらのほうで周知徹底を図って、いろんな可能性が広がるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

各地域の少子高齢化の問題は、基山町のまちづくりにおいても大きな課題だと思っております。町長もさまざまな施策を展開されて、活性化に取り組んでおられますけれども、やっぱり町民と行政がお互いに意見を交換し合って、知恵を絞っていくことがまちづくりでは一番大切なことではないかと思っております。そこら辺をよろしく願いしまして、まだあと5分もありますけど、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（品川義則君）

以上で天本勉議員の一般質問を終わります。

ここで午後 2 時 20 分まで休憩いたします。

～午後 2 時 6 分 休憩～

～午後 2 時 20 分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、中村絵理議員の一般質問を行います。中村絵理議員。

○1 番（中村絵理君）（登壇）

皆様こんにちは。1 番議員の中村絵理と申します。

本日はお忙しい中、傍聴にお越しいただき心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、ことしも昨年に引き続き、日本国内が地震や台風、豪雨により甚大な被害を受けました。被災された皆様方には謹んで心よりお悔やみ申し上げます。

最近、町民の方々とお話をさせていただく機会がたくさんございましたが、毎年このような災害に見舞われるのではないかと、皆さん感じていらっしゃる方が多いようでございます。

今回の質問事項も 2 つでございます。災害時における避難所の運営と環境、この 2 つについてでございます。最後までよろしくお願いいたします。

1 つ目は災害時における避難所の受け入れ体制について、2 つ目は町民会館のバリアフリー促進についてです。

それでは質問事項 1、災害時における避難所の受け入れ体制について。

現在、基山町には 9 カ所の避難所があり、指定避難所として、町民会館、総合体育館、保健センター、基山中、基山小、若基小、それから多世代交流センター憩いの家の 7 カ所、また、指定緊急避難場所として 2 区公民館と 7 区公民館の 2 カ所があります。しかし、近年の少子高齢化や自治体職員の減少など社会構造の変化により、従来型の相互扶助や自治は難しくなっておりまして。実際に大きな災害が起きたときには、避難所の生活環境への配慮は重要な課題であると考え、この件について町の考えと取り組み方について質問をさせていただきたいと思っております。

(1) 避難所の滞在が長期化した場合、町としてはどのような対応を考えているのか。

(2) 地域コミュニティやボランティアによる避難所運営マニュアルはあるのか。

(3) 事前の備蓄物資状況をお示してください。

(4) 高齢者や障がい者、外国人への配慮は考えているか。

(5) 要援護者などのニーズに応じた配慮は考えているのか。

次に、2つ目の質問事項、町民会館のバリアフリー促進について。

町民会館は町の指定避難所の一つであり、災害時には自主避難所として最優先に開放され、多くの高齢者や障がい者、外国人も避難することが予想されます。既に築20年以上が経過しているため、施設設備を見直す時期に来ているのではないのでしょうか。

そこで、この件について、町の見解と対応を求めるものです。

(1) 障がい者や高齢者にとって、館内外の動線は適切であろうか。

(2) 館内施設のバリアフリー環境は整っているのか。

(3) 避難所としての電源は確保できているか。

以上、1回目の質問を終了いたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

中村絵理議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、災害時における避難所の受け入れ体制について。

(1) 避難所の滞在が長期化した場合、町としてどのような対応を考えているかということですが、避難所の滞在が長期化した場合は、まず、避難所内の環境整備として世帯ごとのプライベートスペースを確保、どういうふうに確保するかというのが一番大事ななと思っております。

それから、相談窓口、相談室、授乳室、更衣室、育児室や子ども広場なども状況に応じて設置する必要があるというふうに考えているところでございます。

(2) 地域コミュニティやボランティアによる避難所運営マニュアルはあるのかということですが、本町独自の避難所運営マニュアルは策定していませんので、熊本市のマニュアルを参考にしたいと考えております。また、地域コミュニティによる避難所の開設、運営マニュアルについては、今後、先進事例を研究し、基本マニュアルを作成したいというふうに考えているところでございます。

(3) 事前の備蓄物資状況を示せということですが、現在、町で保管している備蓄物資につきましては、カンパン、クラッカー、ビスケット、アルファ米の食料を2,546食、

アレルギー対応食を792食、水を2,622本、毛布を280枚備蓄しているところでございます。

ちなみに、昨年の被害のときはこの毛布が出たと、そういう形になっております。

(4) 高齢者や障がい者、また、外国人への配慮は考えているかということでございますが、現在、高齢者や障がい者、また、外国人への配慮として、車椅子、コミュニケーションボードなどの備品を準備しております。外国人に対しては翻訳アプリ等を活用した会話対応を行うことができます。

今後、配慮として考えられることは、おむつ、障がい者用簡易トイレの確保のほか、手話による会話対応などがあります。

(5) 要援護者等のニーズに応じた配慮は考えているかということでございますが、現在、福祉避難所が必要な場合には保健センターを福祉避難所として開設しております。開設時には、ベッド4台と保健師の配置を行っているところでございます。昨年の災害のときにも開設して、利用者があったということでございます。

介護行為等、特別な支援が必要で、福祉避難所では対応が困難な方については、介護事業所と連携して対応を行っております。介護事業所のほうに回っていただくということを昨年もやったところでございます。

2、町民会館のバリアフリー促進についてということでございますが、(1) 高齢者や障がい者にとって館内外の動線は適切かということでございますが、利用者の動線につきましては、手すり、スロープ、そしてエレベーターを設置し、バリアフリーで移動いただけるように整備を行っておるところでございます。

NHKのど自慢のときに、ゲストに気を遣ってエレベーターの使用制限みたいなことをやったということを聞いて、後から聞いたんですけど、とんでもないことで、それについては深くおわび申し上げて、いわゆる住民ファーストでありますので、NHKのど自慢のゲストのために考えることなんてあり得ない話なので、次回からそういうことがないようにしたいというふうに思っているところでございます。

(2) 館内施設のバリアフリー環境は整っているのかということでございますが、館内施設は、エレベーターの音声案内、そして大ホールの車椅子スペース、多目的トイレの設置など、バリアフリー環境を整えているところでございます。

(3) 避難所としての電源は確保できているのかということでございますが、停電の際の電源につきましては、発電機において確保をしており、毎月点検し、常時対応できるように備

えているところでございます。

以上で1度目の答弁を終わります。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それでは、ここから一問一答でお願いをいたします。

まず、1、災害時における避難所の受け入れ体制についての(1)避難所の滞在が長期化した場合、町としてはどのような対応を考えていらっしゃるのかということで調べましたところ、こちら（現物を示す）、私も持っておりますが基山町地域防災計画、令和元年6月、がございます。こちらの中には、災害予防対策計画、防災組織及び動員計画、災害復旧計画、複合災害対策計画まで、基山町のさまざまな対策計画が盛り込まれております。

そして、ここの6ページですけれども、第3章、計画の前提ということで、どのような災害に対応してこの計画を立てるかということが書いてあります。台風とか豪雨、地すべり、いろいろございますけれども、まず、大きなものとしては、最大震度7を想定してこの計画を立てようと。それからあとは、原子力災害発生をも考慮してこの計画を立てようということがこちらに書いてございます。ということは、もしかしてそういう災害が起きた場合は、今までの例によれば、避難所は1日か2日。この間の豪雨災害でもそのぐらいの避難所の期間でしたけれども、長期化するということも想定して考えていかなければならないということになります。

これを読み込んでいくと、ここには、配慮した運営に努めるとか、必要な対策を講じるなど大まかな道筋は示されているんですけれども、私たちはこれを読むだけで、災害現場に突然立たされたときに、果してすぐに対応できるんだろうかと非常に疑問に思っております。この御回答の中で、状況に応じて設置する必要があると考えているとの回答をいただきましたけれども、例えば33ページに、基山町災害対策本部の組織機構というのがあるんですけれども、この中で、本部長を中心に――本部長は町長ですね。町長を中心にさまざまな対策班が設置されております。ただ、ここは各班の運営をスムーズに行うために、現在何か――こちらですね、この班構成で何か対策を講じていらっしゃるのであれば、御説明をいただきたいのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

班構成の中で特別に対策をとっている部分があるのかというところでございますけれども、個々にマニュアル等を作成しているというところではございません。ただし、大規模な災害もございますけれども、毎年発生しております豪雨であったり、台風であったり、そういったときの対処については随時、本部会議等を開いた中で指示をし、それを受けたところで班体制を強化しているというところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

災害の場合はもちろんマニュアルも大事なんですけど、臨機応変性が一番大事なわけでございます。昨年も避難所は確かに1日だけだったんですが、その後、避難所が必要な方がおられましたので、本桜の町営団地と、それから合宿所を使用するというのも、その場で、その段階で臨機応変に決めて、その対応ができるようにやるということをやりましたので、昨年はそれでも数が少なかったんで、それで対応できたんですけど、当然今後は大きいものも考えられますので、そのときにどういう心構えとどういう対策をとっていかなきゃいけないかというのは考えていかなければいけない。ただ町営住宅、先ほどの質問でも空き室が結構がございますし、うちには合宿所という強い味方もありますので、短期的であれば、そういうところが壊れない限りは対応は非常にやりやすくなるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それから、こちらにもう一つ、基山町は基山地域防災計画資料編というのもお持ちでございます。こちらですね。（現物を示す）私がこれを読んでいてちょっとわからないところがあったのですが、11ページ。

ここにも、配備要員編成表というのがあって、いろんな職員の皆様方が各班に分かれて、それから所掌事務、やることですね。これが記載されているのがあるんですけど、この対策班の方々が、いつ何をといった具体的な運営内容は皆さん周知されているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

いつ何をというよりも、年度当初に当然人事異動等もございますので、各班についての割りつけの名簿を全職員に示しておるところでございます。そして、それぞれの班長が決まっておりますので、災害があったときには、先ほど町長が申されましたように、そちらのほうでフレキシブルに対応を行っていくということにしております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

昨年の豪雨災害のときに、まさに約70名ぐらいの職員が一夜泊まって、その班ごとに分かれてそれぞれの分担を適切に対応して、300人の避難民の方の対応をしたという実績がありますので、そういう意味ではそれが機能したというあらわれではないかというふうに思います。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

職員の方々、本当にせんだってから災害では大変な活躍をしていただいて、大変ありがたいと思っておりますが、もし今後、大規模な災害が訪れた場合には、職員の方々だけではなく、民間の力を借りなければならず、一般住民の方々の区長会とか、そこら辺のお手伝いもしていただかなければならず、急にそういうものが来たときに、皆さんが十分にこういう内容をきっちりと把握していなければ、被災者も民間団体なども右往左往するばかりで非常に困ると思うんです。ですので、今回は避難所の受け入れ体制についての質問をさせていただくんですが、これは全ての対応に共通する課題だと私は思っております。

次に、(2)地域コミュニティやボランティアによる避難所運営マニュアルはあるのかということですが、こちらは基山町地域防災計画の61ページ、第2節、避難計画の8、こちらは学校の問題になってくるんですけれども、「学校長又は社会福祉施設等の管理者は、避難対策についてあらかじめ次の事項について定めておくものとする。」として5項目が挙がっております。その5項目の中でお聞きしたいところが2カ所ありまして、(4)の避難誘

導後の措置と(5)その他必要な事項、これは一体何でしょうか、そちらのほう、わかりましたら教えてください。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

学校については、各学校ごとに防災計画を定めております。その中で災害時、そういった部分での避難行動、そういうところをどういう形で行っていくかというところで計画を定めておりますので、その中で避難誘導後、基本的には火災等、学校での火災や地震が起きたときを想定しますけれども、校舎内からグラウンドへの誘導、そういった部分についてを定めているところでございます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それから、同じく基山町地域防災計画の38ページ、第5節、民間団体活用計画、こちらは民間の方の協力も得なければならないというところでございますが、こちらは区長会が重要な役目を担うということになっております。その活動内容は、1、救援物資の配給、2、災害情報の収集、報告、3、遺体の搜索及び救助の協力、4、被災者の看護、5、避難運営の補助、支援、6、要配慮者への避難支援、7、炊き出し、8、義援金募集となっております。これを読むと区長会との連携はもちろんとれているとは思いますが、いざとなったらこれだけのボリュームを区長たちは全てこなせるのかと、私はちょっと疑問でございますが、担当の方はいかがお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

当然この全てを区長お一人で担っていくということにはならないと思っております。担っていただくとすれば、例えば避難所での、逃げおくれの安否確認であったり、そういった部分の確認をするための指導的な立場で、例えば組合長とかもいらっしゃいますので、そういった方に確認をしていただいての確認ということであって、この全てを区長お一人でしていただくということは想定いたしておりません。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

災害はいつやってくるかはわからないのですね。最近では毎年の豪雨で、地震災害も否定できないですね。ましてや原子力災害が発生した場合は、唐津市から基山町に被災者が避難をしてまいります。

こちらは浜玉町ですね。こちらは人口が1万1,233人です。鳥栖市と基山町に分散して避難なさるということになっておるそうです。被災者を受け入れるのは自治体だけではないので、自治体の職員の方も被災者になる可能性は十分にあります。ですので、今指導のほうをというふうにおっしゃいましたけれども、一部のそういう男性の役員の方たちだけに責任が集中するのはとても過労傾向になると思います。誰にでもできることは、性別や年齢に関係なく担ってもらって、避難所運営がスムーズに行えるよう、各避難所運営の具体的なマニュアル作成をこちらのほうでもやるとおっしゃっていましたが、ぜひそういうものをつくっていただきたいと。

それから、避難所は9カ所ございますけれども、各施設によって区画割りも違ってくると思います。そういうことも想定しながら、どこに何を配置するのかといった各避難所のレイアウトなども、平常時からいろいろ考えておく必要もあるのではないかと考えております。市町村の避難所の担当職員の皆様方ではなくても、一般の私たちでも、それから、例えばちはけやき台ですので、けやき台のお母さんたちでも、何かそれがあれば自分たちで避難所を立ち上げることも可能だと思います。ですので、職員以外でも避難所を立ち上げることができるようなわかりやすい手引きを今後検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、原子力災害のお話が出ましたが、原子力災害の受け入れに関して申し上げますと、その避難所の運営そのものは受け入れ先が運営するわけではなくて、あくまでも受け入れの自治体は場所を提供するということになりますので、その分はよろしく願います。

それで、一番最後に申された各地区での避難所の運営ということだと思いますけれども、これは自主防災組織で、町が設置した避難所だけではなくて、本当に大規模災害になったときにはそういったことも必要であろうかと思います。その分についても、先進自治体でそういった運営のマニュアルを作成されておりますので、そういった部分を含めて、自主防災組織の皆様方に参考例ということでお示しができればというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それでは次に、3番目の事前の備蓄物資の状況をお示しくださいということですが、こちらは聞いてみますと、人口に対して何%かということで1日分を備蓄されているというふうに私は伺っております。でも、こちらは一般食とアレルギー対応食はあるんですけれども、例えば、基山町は高齢者が多うございます、介護の方も多うございます。やわらか食、おかゆとか、例えば離乳食、それから減塩食、病気をお持ちの方もいらっしゃるの、そういった類いは入っとらんのですね。

基山町には、外国人の方も205名ほど今いらっしゃると伺っております。これは宗教の違いによっても食生活は違います。そういった避難者が入ってくる場合も想定しておく必要はないのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確かに、今言われたような部分も想定する必要があるというふうに思っております。現状として今備蓄をさせていただいている分については、人口の約5%の1日という形で準備をさせていただいております。それで、アレルギー食については今年度、更新を行う中で新たに品目をふやした分でございますので、先ほど申されました高齢者のおかゆであったりというところは少し検討をさせていただきたいと思っております。

それで、なぜ1日分かと申しますと、この分については食料品等についても現在、国のほうがプッシュ型という形で大量にそういった食料なども送ってくるといったところもありまして、1日分ということで対応をしておるところでございます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それで、国がくださるということでそれはよろしいんですけども、ただこちらのハザードマップのほうに——こちら、基山町が出していらっしゃる（現物を示す）こちらの中にも、非常時持ち出し品チェックリストという項目があるんですね。その中に絵を書いて、書いてあるんですけども、こちらは高齢者や乳幼児、要配慮者などの食料品については具体的な記述なんかは何もないですよ。カンパンとか、そういうのを持ってくるだけでいいんですけども、だからこれだったら、もしかしてきょう、あすにでも災害が起きてどうしようもない、食べるものがないという場合には、やっぱりこちらのリストの中にも、そういう方たちは、こういうのも準備しておいてくださいなみたいな、何かそういうのがあってもいいかなと思った次第です。じゃないと、皆さんこれだけ見てもし用意をしてくるとすれば、全くそれに対応した食べ物がないとなったら一番困ってしまうので、そのところの改定をされるときに、そういう配慮も今後していただけるとありがたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

次期更新の際には、そういった御意見も参考にしながら掲載をいたしたいと思いますし、午前中に松石議員の一般質問の中でも少しお答えをしたところでございますけれども、そういった部分の周知については常日ごろからやっておく必要もあるかと思っておりますので、特に、雨季前の広報という形にはなるかと思いますが、そういった中でも、今申された部分にも配慮しながら記事として掲載をさせていただければと考えます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それから、食料品以外に毛布が280枚と。先ほど町長が、せんだっての災害では280枚が全て出ましたということだったんですけども、ほかには、これ以外には多分ないと思うんですけども、何かほかに準備をしておかなきゃいけないとか、この間の豪雨災害で避難所を開設されていますね。だから、そのときの経験を踏まえて、現在の事前備蓄品の内容につい

てはどのように感じていらっしゃるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

昨年の豪雨災害そのものでは、特に本町が備蓄しておったもので足りたのではないかというふうには思っております。ただ、それが十分かと言われますと、まだまだ準備するものはいろいろとあると思いますので、その辺については他の自治体、それから町内の状況を見ながら優先順位をつけて確保すべきところは確保させていただければと考えます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

この間災害があったときには、毛布2枚は1人で使うと。1枚を下に敷いて1枚をかけるということなので、140人分しかないんですね。それも、まだ畳の部屋だったら何日かは我慢できるけれども、フローリングの部屋とかにも皆さん分散するわけです。そのときには段ボールを探し回りましたというような話も伺っておりますので、例えばそういったものを少しずつ備蓄をしておくとか、緊急の場合に対してそういうものがあってもいいのではないかと思います。

それから、マスクとか、手指を消毒する消毒液とか、あとはタオルケット、それから石けんや歯磨き用品、予算的には厳しいかもしれないんですけども、そういったのもあることによって被災者の方々も少しほっとされる部分もあるでしょうし、先ほど松石議員がおっしゃったようないろいろな固形燃料とかそういった類い、それからマッチとか使い捨てライター、こういった類いも別に腐るものではないので、備蓄品として少し考えてはいただけないだろうかと思っております。

ほかの自治体では既に、ホームページとかでこの備蓄物資を公に、オープンにしているところが多々見られます。それを見ることによって町の方々は、そしたら何かがあったときにこの備品を持っていけば大丈夫だとか、そういうことに気づくようなきっかけにはならないでしょうか。そういったものを公表することによって、これは町にあるけどこれはないから準備しておかなきゃと、そんな気持ちになるような。ですので、そういう対応を考えてみられることはいかがかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

災害用の備蓄品として防災の担当で備蓄しております分についてはこの分でございますけれども、先ほど言われました、例えばマスクであったりアルコール消毒であったりというのは、インフルエンザの特措法に伴うところの条例を制定させていただいておりますけれども、そちらのほうで備蓄をさせていただいておりますので、ある意味兼用できるというふうに考えれば、その分については備蓄をしておるということになるというふうに考えております。

それから、備蓄品の公開でございますけれども、言われますように、そういったことで住民の方の準備の参考になるということであれば、特に非公開にする必要はないと思っておりますので、少しその分については他の団体の状況も見ながら、どういうふうに公開すべきかというのも検討させていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それでは、次の4番目にまいりたいと思います。

高齢者や障がい者、または外国人への配慮は考えていらっしゃるのでしょうかということなんですけれども、まず、高齢者はどうしても行動が遅いので、若者のようにはすぐには走れないんですね、歩けないんですね。緊急の場合、車椅子は何台ぐらい今御準備なさっているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

車椅子については、庁舎のほうに四、五台あったかと認識しております。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

町民会館には1台御用意しております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1 番（中村絵理君）

ということは、トータル6台ほどはあるということですが、私これを持ったときに思ったのは、非常に重くないですか。すごく重いと感じて、最近はずっと性能がよくて軽いのが出ております。ですので、お互いに職員たちがそういう方たちを移動させるだけではなく、高齢者の方でも押せるようなちょっとしたものが出ておりますので、一度御検討をいただいて、もし次に買い換えがあるときには、なるべく速やかにそのようなものに交換していただくか、そういう御検討はしていただけますでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

買い換えのタイミングのときに、そのようなものと買いかえていきたいと思います。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1 番（中村絵理君）

コミュニケーションボードなどの備品がありますというふうにおっしゃっているんですが、例えば目が不自由な方もいらっしゃるんですね。そういった場合に、じゃ、どうするのかと。

それから、耳が不自由な方もいらっしゃる。そういった方々の把握はできておりますでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

目の不自由な方、耳の不自由な方につきましては、災害避難行動要支援者名簿というところで把握はしているところでございます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1 番（中村絵理君）

この件に関して私が思うのは、多分、地域の民生委員たちはすごく細かい情報をお持ちじゃないかと思うんです。ですので、そういう方々と連携をしていただいて、高齢者の方が

目が悪いといっても、白内障とか緑内障ぐらい、あんまり言わない高齢者の方も多いんですね。ですので、そういった方を把握している民生委員とうまく連携をとっていただいて、そういう情報を事前にお持ちいただければ、地域の方々も民生委員からの伝達とか、そういうことによってうまく連携がとれると思うんですが、この件についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

その名簿につきましては、どの程度目が悪いとかそういうところではなくて、ほとんど見えない、全盲、障害者手帳をお持ちぐらいの方の把握となりますので、生活には支障を来していないという方の把握ということまではなかなか難しいかなというところは思っております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

答えがちょっとずれているので。

民生委員との連携は、とにかくやり過ぎるというか、むしろ頼り過ぎるぐらいやっているので、要支援者に対しての連絡も民生委員を通じてやっているぐらいなので、そういう意味では、連携はばっちりですけど、私的にいうと頼り過ぎだと思っているので、その辺はちょっとまた考えていかないきゃいけないというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それから、今度は外国人の方への配慮ですけれども、基山町の外国人の方はまずベトナムの方が多いと伺っております。翻訳アプリとかの対応ができるということですが、この翻訳アプリというのはどういうバージョンの、何語の対応アプリを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

外国人ということで発言をさせていただきます。

昔はそういう専用のアプリがあったんですね。ですけど今は、グーグルの標準のアプリがもう既に言葉の対応、それから文字の対応が非常にスムーズにできるようになっております。（「ベトナム語は大丈夫か」と呼ぶ者あり）ベトナム語は大丈夫でございます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

世界共通語は英語と言われておりますけれども、やはり母国語でわかるということが一番大事なので、ベトナムだけではなく、基山町にお越しの方はたくさんの人種の方がもう既にいらしております、ヨーロッパ圏内、それからアジア圏内ですね。ですので、基山町は県下で3番目ぐらいに外国の方の率が上がってきておりますので、これから先そういう配慮があれば、とてもありがたいことだと思っております。

それからあわせて、生活習慣の違いなどは把握していらっしゃるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

205名の外国人の住民登録の方がいらっしゃいまして、そのうちの127名が技能実習生としてお見えになっております。そのうちの60%がベトナム人ということで、大変多くの方に来ていただいております。基山町で結婚されたり、もともとお住まいの方というのは特に困りではないんですけれども、そういう技能実習生の方がまずお困りになるのは、やっぱりごみ出しとかそういうものが一番初めに周りの住民とのトラブルとしても一番多うございますので、アパートをお貸しになっているオーナーとか、企業の方の御協力はもとより、今はその方が直接理解していただけるように、ごみ捨てのカレンダーを、今ベトナム語版と英語版に直して、今年度中には何とかお配りできるような準備を整えたいということで作業を進めているところでございます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

そうですね、生活習慣の違いというのは、日本常識は世界の非常識という場合もございますので、全く違っております。ですので、そういう情報も把握しておかれて、もし万が一何か起きたときには皆さんがスムーズに避難ができるように、対応をしていただきたいと思います。

次に、(5)の要援護者等のニーズに応じた配慮は考えていらっしゃるでしょうかということですが、こちらは申しわけございません、私の質問が悪かったと思うんですが、要援護者は災害時において安全な場所に避難する際に支援を要する人として、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦などが挙げられております。基山多世代交流センター憩の家も福祉避難所に指定されているようですが、こちらは保健センターと同じような対応はできるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

福祉避難所につきましては、まずは保健センターを第1に設置することとしております。そちらの施設のほうで対応しきれないという場合になりますと、多世代交流センター憩の家の設置のほうを考えられてくると思っております。

○議長（品川義則君）

保健センターと同様の対応ができるかという質問ですが、吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

対応につきましてはですが、ただ、ベッドのほうが一応4台ということでございますので、同じような対応でベッドが必要ということであれば、それはまたどちらから持ってくる必要があるかと思っておりますが、ほぼ同様の対応は可能だと考えております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

避難所では、困りごとに関する要望はなかなか口にすることができない方たちがいらっしゃるそうです。介護や看護を必要とする人もいらっしゃいますけど、認知症の方もお越しになると思います。小さい子どもや外国の方、いろんな方がいらっしゃって、特に女性や高齢者は困っていても我慢しちゃうので、なかなか希望を言わないと。そうすると、さまざま

な要望とか相談事が出てくると思われますので、大きな被害が起きた場合、母親と子どもに特化した避難所をつくっていただきたいと思っております。というのは、小さい赤ちゃんを抱えたお母さんたちは、子どもが夜泣きをしたりとか、いろんなことで子どもは泣くのが仕事ですから、泣くのと寝るのが。ですけれども、おじいちゃん、おばあちゃんたちと同じようなフロアでは、おじいちゃん、おばあちゃんたちはやっぱり静かな環境を望みます。それから、普通の家族だけ一緒に固めておけばいいというものではないと思っております。子どもが夜泣きするから同じフロアに入れないからといって避難場所を転々として、しまいには行く場所がないという方たちもいらっしゃるそうです。ですので、そういう方たちのためにも、駆け込み寺的な形で、そういう避難所の開設を検討していただきたいと思っております。

それからこれをいろいろ調べていて、気持ち悪くなるぐらいいろんなことが出てまいりまして、避難所の中では性犯罪とかも多発するそうでございます。本当に緊急の事態ですから、こういうときですから、皆さん普通の考えではないんだなと。ですので、そういうことにも配慮をした避難所というものを立ち上げていただきたいと私は思っております。

こういった課題を含めて、運営マニュアルとか、それから自分たちで何とか動かせる方法、そういったものを検討していただきたいと思っている次第でございます。いかがお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

町長の1回目の答弁の1番でありましたように、避難が長期になってくれば、今、議員がおっしゃったような形の部分への配慮というのは当然必要だと思っております。そういった中で、どれだけの大きさの災害を想定して、どれだけの避難者を想定するかにもよると思いますので、そういったところについては少し先進的な事例でどれぐらい必要だったとか、そういったところも研究させていただきながら、今後つくっていきますマニュアルの中に反映できればというふうに考えます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

既に筑前町では、この間の豪雨災害によって、全国に先駆けてこういう避難所ができたそ

うでございます。ぜひそういうのを参考にしていただければと思っております。

以上、こちらのほうで1つ目の質問を終了させていただきます。

次に質問事項の2、町民会館のバリアフリー推進についてということでの質問に移りたいと思います。

(1) 高齢者や障がい者にとって、館内外の動線は適切かということに関しまして、利用者の動線は、手すり、スロープ、エレベーターを設置して、バリアフリーで移動できるようになっているというお答えをいただいております。ただ、町民会館の避難誘導経路というのを私いただいております。（現物を示す）見させていただいたんですけれども、こちらによれば、例えば車椅子は1階の正面玄関の入り口から入り、右側のスロープを伝い、大ホールの中に入出入りすることはできます。

2階に行く場合には、1階からエレベーター、もしくは2階は総合体育館の駐車場方面からスロープを使って中に入出入りすることができます。しかし、ステージの上には上がることができないんですね、これは。自力で避難できる人は正面の出入り口以外にも、会館の両サイドに扉がありますが、そこから階段を使って避難することができます。

車椅子の避難経路は考えられる範囲では2カ所なんですね。あとは階段なんです。もし館内に大勢がいるときに災害が起きたらどうするんでしょうか。ほかの避難口も確保しておく必要はないのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

議員おっしゃるとおり、避難誘導をお示ししたものを町民会館のほうで利用者にはお配りさせていただいております。車椅子につきましては、それぞれのところにバリアフリーで行けるようになっておりまして、避難のときには、入ってきたとおりに誘導していくということになります。たくさんの方が一度に避難するということを想定した場合には、まずは車椅子の方を優先的に誘導していきたいと考えております。また、どうしても緊急な場合には、先ほど言われましたドアから直接出る、2カ所あります。そちらのほうには段差20センチぐらいなんですけど、ドアの枠がありますので、そこについては人が抱えて外に出してあげるという行為が必要だと思いますが、そこは緊急的な措置ということで対応をしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

車椅子に段差はとても厳しいので。それから、常に若い方たちの力があるとは限らないからですね。だから、あそこの町民会館というのは、自主避難所としても、全てにおいての避難所としても一番優先的に使われるはずだと思っております。ですので、そういう細かい段差とか、それから動線については非常な配慮が必要だと思っております。なぜならば、基山町は高齢者も多いからですね。

それと、もし災害でエレベーターがとまったら——先ほど町長がおっしゃってくださったんですけれども、それも考えておかなければならないかと思います。

あそこの和室側の大きな窓から、直接外へ出る方法というのは考えられないのでしょうか。和室にいた場合に、あそこが一番地面にフラットな場所ですので、あそこをあけて外に避難するという方法は考えられると思います。この避難経路には載っていないんですけれども、それはありだと考えております。ただあそこには皆さんが非常に困っていることがあって、クマバチの巣があるんですね。それがあそこなので、あそこは張り紙がいっぱいあるんですけど、クマバチ危ないですよと。あそこを何とかしてもらえとったら、いざというときも行けると思いますし、少し御配慮を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

和室を御利用の方にとりましては、大きなドアをあければすぐ外に出れるというような状況は確かにございます。ただ、植木といいますか、そういうところがありますので、そういうところは飛び越えなきゃ出られないということで、実際段差としてはそんなに高くないですけれども、入ってきた通路から出ていっていただいたほうが安全ではないかと考えております。

またここは、和室の前のところに木が、カシノキだと思うんですけれども、約5本ぐらいあります。そこがちょうどクマバチとか、スズメバチの通り道になっているんじゃないかなということなので、毎年仕掛けわなをかけております。巣は私は確認したことはないんですけれども、これには毎年大体30から50匹ぐらいつかまっているので、そういうふうな場所に

なっているというのは理解しておりますので、何か対策のほうは講じていきたいというふう
に考えております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それから、和室に上がる際にもちょっとした段差とかがあるんですね。年寄りにはほんのこ
のぐらいの差でひっかかって転ぶんですよ。ですので、そういったところが会館の中には至
るところに見られます、動線で行くときにもですね。ですので、そういったところもちょっ
と確認していただいて、そういうところの御配慮もお願いできればと思っております。

それでは、(2)でございますけれども、館内施設のバリアフリー環境は整っているか。こ
ちらはエレベーターの音声案内、大ホールの車椅子スペース、多目的トイレの設置など、バ
リアフリー環境を整えるとありますが、私が申しているのは、バリアフリー環境の促進でご
ざいます。

高齢者、障がい者などの避難環境の整備に当たっては、日常に用いる施設のバリアフリー
化を推進することが重要だと考えております。これが、災害時や緊急時の防災施設の配慮に
つながると思っております。

3つほどあります。

中村がまた同じことを言っているかなと思われる方もいると思うんですが、まず、町民会
館のトイレの現状をどうお考えになりますか、避難所生活に向いておりますか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

おトイレにつきましては、1階と2階に多目的トイレがございまして、そちらのほうで車
椅子で御利用いただけるというような形が整っております。ここは手すりもございます。

平成9年1月にオープンしておりますので、現在のバリアフリー法の設計基準とは少し合
わなくなっているところがあるというのは理解しておりますが、現状としてはそういう
ふうな形で、車椅子の方、手すりが必要な方には1・2階の多目的トイレを御利用していただ
きたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1 番（中村絵理君）

私も町民会館を全て見て回りましたけれども、そういう多目的トイレもございます、数カ所。ただ、あとは普通のトイレで、女性は特に和式トイレがもうございます。若干ウォシュレットも入っておりますが、この和式トイレ、男性のトイレ——済みません、私こそっと入って拝見させていただいたんですけど、済みません。男性の小用のトイレには手すりがついております、各1基ずつ。ということは、立ったままでも支えられると。ただ、女性のトイレには何もついておりません。でも、済みません、女性はしゃがまなきゃいけないですね。80歳ぐらいのおばあちゃんたちが和式トイレで座ったら立てないんですよ。だからせめて、手すりをつけていただきたい。災害でいろんな方が出入りするときに、特に女性のトイレは、どこの駅で見てもわかると思うんですけども、すごく人が並ぶんですよ、遅いから。男性とは生理的に違うんです。なので、そういうところも配慮していただいて、別に全部をウォシュレットにかえろとは言わないので、せめて和式トイレには手すりをつけていただきたい。それから、男性もそうですけど、洋式トイレも手すりがないんですね、多目的トイレ以外は。だから、そういうところも座って立つ際はすごくきついんですよ。だから、皆さん方もあと二、三十年後の自分を想像していただいたらわかると思います、どれだけ筋力が落ちているか、立つのが苦しいか。そういうことで、避難所としても非常にトイレが厳しいという声が上がっているそうです。30年後は私も90歳ですけど。

それから、もう一つ要望があって、最近男性の方でも赤ちゃんのおむつを取りかえる方が出てきているそうです。男性トイレで赤ちゃんのおむつをかえたくてもかえれないということで、もし余裕があれば、男性トイレにもおむつがえのベッドを設置していただけたらと思います。

それからもう一つ、これは大事なことなんですけど、ステージの裏のほうのトイレがあります。ここは裏の出演者の方々がお使いになるトイレだそうです。ここが非常に冷たいトイレです。何もないトイレなんですけれども、聞くと、舞台に出演の方の控室が隣にあるのであそこをお使いになると。あそこにも段差がちょこっと入り口にあるんですけども、某のど自慢大会の出演者の方もここを使ったんだなと思うとちょっと悲しい思いもするので、そこを見ていただいて、もうちょっと、ほかの被災者の方も使えるような、もっと温かみのあるものにかえていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

先ほども申しあげましたように、平成9年にできたというところで、少し合わなくなっているところはあるということは理解しております。

女子トイレの和便器があるところにつきましても、やはり洋便器のほうが望ましいというふうには考えております。手すりについても同様ですね。

これにつきましては、今、国交省から出ておりますバリアフリーの標準設計もありますし、近隣の会館なども勉強させていただいて、順次できるものからやっていければなという検討をしていきたいというふうに思っております。

また、便座の話も出ましたが、女子トイレに4カ所、男子トイレに2カ所はウォシュレットの温かい便座にはなっております。ただ、御指摘があったように、楽屋の出演者のトイレにつきましては、全くそういう配慮ができておりませんので、ここについては今後検討しなきゃいけないなと思っております。

また授乳室、特に授乳室につきましては、女子トイレに、1階、2階それぞれ親子トイレがありますので、そこではおむつがえができるようにベッドがついております。ただ、最近には確かに、言われるようにお父さんがおむつがえというのがありますので、そういう際には大ホールの親子室、入って左側ですけど、それと、あと事務所のお部屋をお貸しして使っている状態でありますので、少しそういう需要がふえてきているのかなというのは実感としてございます。

さまざま御指摘いただいた分につきましては、今後検討をしていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それから、次は手すりの問題なんですけれども、館内は入って右側に車椅子用のスロープがございますので、手すりのような形のものもございます。ただ、左側のほうに行きますと何もないんですね。町民会館は結構高齢者の方たちが御利用になっております。ということは、壁を伝って歩かれる方が非常に多いです。両方のスロープから上がって行って、大きなホールに入る間には、ここに小さな細い通路がある、そこは全部階段だけで手すりの一つも

ないんですね、上がれないんですね。ですので、もうちょっと高齢者の方に配慮した、ちょっと低めの手すりとかがもし壁に設定できるのであれば、そういうのがあると、皆さん少しお楽に歩けるのではないかというふうに考えております。

それから外の階段、2階からおりてくるあの表向きの階段のところ、それからここの町民会館の周りのほう、すごく高い手すりがございます。あれは多分、高齢者のための手すりではなくて、上から下に落ちないように落下防止のための手すりではないかというふうに私は思っているんですが、皆さんその手すりを伝っておりてこられるんですね。だから、手すりが高いんですね、ここが。だから、あのままでよいのだろうか。もうちょっと基山町のレベルに合わせた、もうちょっと優しい手すりなどを、部分部分でもいいので、つけられたらどうかと私は思っておりますが、その件についてはいかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

少し高い場所にあるというのは私も承知しております。ただ、町長の答弁の中でも説明させていただきましたように、基本的にはバリアフリーで移動ができますので、できるだけそういう無理のあるところではなくて、スムーズに部屋までの移動ができますので、そちらを使っていただきたいというふうに思っております。

御指摘いただいている場所が手すりがないということにつきましては、私のほうも現場を確認しておりますので、重ねて言いますけれども、今後に向けて検討していきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

私も重ねて申し上げますが、バリアフリーの環境の推進をお願いいたしております。

町民会館は避難所でもあるし、一番重要な場所だと認識しております。高齢者でも、障がい者でも、いろんな方がスムーズに行動できるよう、避難場所としての配慮も行っていきたいと思っております。

それでは、(3)避難所としての電源は確保できているか。これは、先ほど松石議員もお聞きになったことだとは思いますが、停電の際の電源は発電機においても確保しており、

毎月点検があっていると、常時対応ができるということでございました。

私も、発電機でどのくらいの量の電源が確保できるのかということを伺いたかったのですが、ここは庁舎で9時間ということでありますけれども、そうであれば多分、こちらの町民会館なども9時間ぐらいであろうというふうに考えた場合、やはり明かりと通信環境は重要でございます。最近は多くの方たちが携帯とかスマホでいろんな情報を得ております。ということは、電源は物すごい電気量は使うと思います、充電器とかそういったもの。ですので、それを切らさないような対応を、努力をしていただきたいと思います。それから自家発電装置があると、非常用の発電機、それから衛星電話、これはそんなに高くはないそうです。ですので、いざという場合のときにいかがかと思っております。

それで、もう一つ最後に、この間私も厚生産業常任委員会で四国のほうへ視察研修に行ってまいりました。その自治体は、まず小豆島の役場、それから徳島県の神山町、それから四国中央市の市庁舎のほうに行ってまいりました。そこでは、全てに電気自動車が導入されております。要は災害時のバッテリー充電ですね。これはとても大事なことだと私は認識しております。確かにあそこは、瀬戸内海なので、そんなに津波とかそういうのはないというのはあると思うんですけども、必ずどういうところでも、神山町でも、民間の企業でも、電気自動車は導入されておりました。

そういうことも踏まえて、町も今後、車の買い換えとか、そういうことを予定される場合には、電気自動車などの災害用にも使えるそういうものを導入するということは御検討いただけないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

主に職員が使います庁用車の件だと思うんですけども、考えてはみたいと思いますけど、かなりの高額になりますので、すぐに導入ということは無理かとは思いますが、ただ、おっしゃってある意味はわかります。蓄電したものがいざというときに使えるという、そういうメリットはありますので、いい面はあるんですけども、恐らく四、五百万円はすると思いますので、なかなか現実的に購入というのは厳しい状況ではあります。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1 番（中村絵理君）

四、五百万円はするということなのですから、それなりのお金はかかると思うんですけれども、やはり財政課長でいらっしゃるので、いろんなところを御検討いただいて、絞り出してでも、次にかえるときに100万円とか——今までのが環境に優しくないとは言いませんけど、ハイブリットよりも電気自動車、環境にも優しいし、今後環境条例とかも制定されるわけですから、やはり一度御検討をいただきたいと思っております。いかがお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

中村議員、町民会館のバリアフリー化で電気自動車の関連でいくとおかしくなりますので、1 番に戻っていただいてということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）中村議員。

○1 番（中村絵理君）

恐れ入ります。避難所としての電源は確保できているかということでございますので、そういうこともあろうかということで質問をさせていただきました。失礼いたします。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

わかりました、検討はさせていただきます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1 番（中村絵理君）

今回、私が質問をさせていただきましたのは、もちろんきょうび、たくさん起きている、本当に頻繁に起きている災害。災害の問題で、皆さん方本当に一生懸命行動されていて、考えられていて、いろいろな連携をおとりになっていらっしゃいます。そういったことにはすごく感謝しておりますし、皆さん本当に真剣なんだなということ、町民の方々もですね。ただ、何となく避難するということととまっているような気がしていて、やはり避難をした後に、じゃ、どうするのかということも含めて、皆様に知っていただきたいし、それから、どういうふうに運営をしていったらいいのだと、それから復興して立ち上げるまでどういうふうにしたらいいのだと、そういうところに焦点を当ててみたかったので、今回はこの一般

質問をさせていただきました。

それからあわせてこの町民会館、こちらのほうも、やはり20年以上も前に建ったものから、基山の今の実情に合わせて、もうちょっと配慮をしていただけたらどうかなというところで質問をさせていただいた次第でございます。

私はいつもぎりぎりになって終わる人間なので、今回も2つ質問ができるかどうか心配でしたが、ちょっと早うございますけれども、ほかの議員からも、中村さん余計なことはしゃべらないでいいので、質問をきっちりやって終わってくださいというふうに申しつけております。

以上、今回の私の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（品川義則君）

以上で中村絵理議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会といたします。

～午後3時25分 散会～